

2 カナダ

カナダは連邦制をとっており、10州と3準州からなる。カナダの憲法は、公有地ならびにその立木および木材の管理・売却を州政府の権限であると定めている。各州政府は独自に森林に関する政策と法令を策定し、森林経営のための行政機関を設立している。カナダの森林経営や木材産業政策は州ごとに違いが見られる¹。

ブリティッシュ・コロンビア州（BC州）は、木材生産量が最も大きい州であり、カナダ全体の針葉樹の木材生産量の約40%を占める。また、日本向けカナダ産木材製品の75%以上を担っており、今後も日本にとって最大のカナダ産木材の供給源であり続けると予想されることから、本章では、BC州に焦点を当て報告する。

2-1 BC州の木材生産・流通の特徴

2-1-1 木材産業の概要

木材産業は100年以上にわたってBC州の経済において重要なセクターとなっている。BC州の原生林の大規模な商業伐採は、約100年前に南部と沿岸部で始まり、50年前頃には中部と北部の内陸部において伐採が始まった。

2020年時点で、BC州の木材産業は約43,000人の雇用を創出し、2021年の州の輸出額の29%を占め、州政府の歳入に年間12億7,000万ドル²貢献している³。先住民を含む多くのコミュニティは、木材産業が生み出す雇用と収入に大きく依存している。

BC州の林業部門は、木材供給のためのアクセスが容易な森林の減少、伐採コストの上昇、山火事や虫害の森林リスク増加、老齢林の伐採や丸太・木質ペレットの輸出に対する市民社会からの反対の高まりなど、多くの重大な課題に直面している。BC州森林省（B.C.'s Ministry of Forests）は2020年に報告書「BC州における森林政策の近代化（Modernizing Forest Policy in British Columbia）」⁴を発表し、これらの課題に取り組む計画の概要を示した。BC州政府は、カナダの先住民の林業における機会拡大を含む森林部門への参加拡大、環境保護の強化、経済発展と雇用創出を促進するための林業部門の活性化を意図している⁵。

2-1-1-1 森林資源

BC州は、カナダの最西端に位置する。総面積は9,500万haで、そのうち3分の2の約6,000万haが森林である。このうち、州政府は約2,200万haを林業用に割り当て、原生林

¹ 安藤範親(2017)「カナダの林業・木材産業の動向と木材利用拡大の取組み」農林金融2017・11

² 通貨単位の数値は、特に明記されていない限り、すべてカナダドルで表記する

³ MFLNRO (undated)2020 B.C. Forest Sector – Statistics Summary.

⁴ <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/competitive-forest-industry>

⁵ B.C. Government (undated) Modernizing Forest Policy in British Columbia.

の総面積の約 3 分の 1 を生産性の高い二次林に転換する方針である。森林伐採はほとんど皆伐方式で行われる。皆伐後地には、植林、天然更新、前生樹による更新⁶、直播により、木材生産を目的とした造林が行われる。林業は現在もほとんどが原生林で行われているが、沿岸部では二次林も一部伐採されている⁷。

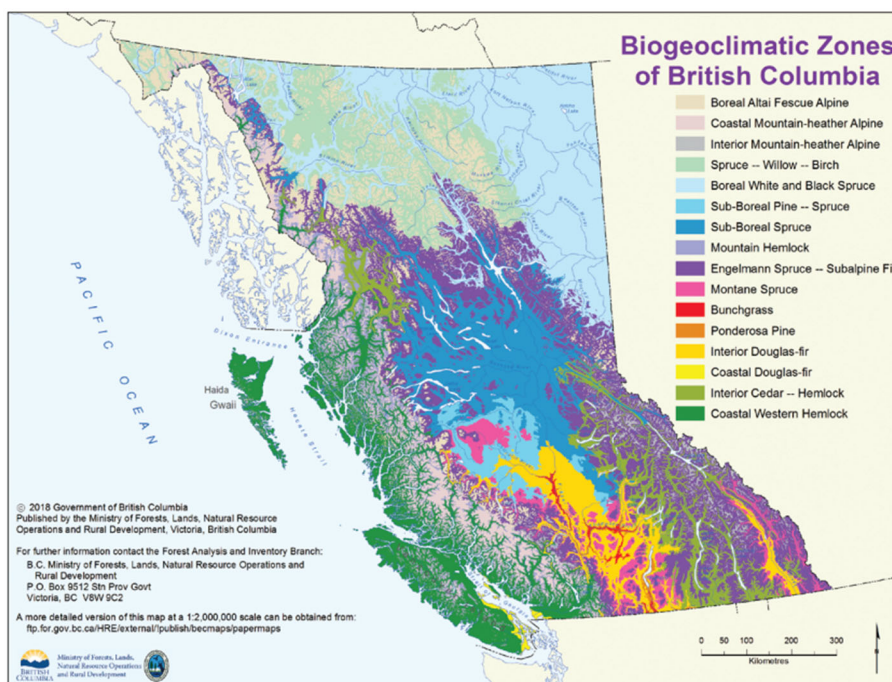


図 2.1 BC 州の気候区分生物分布図

出典：Gorley et al. (2020)⁸

沿岸温帯雨林は、BC 州の海岸沿いに広がっており、その面積は約 760 万 ha に及ぶ（図 2.1）。沿岸部の温暖で湿潤な気候は、高い木材生産性を支えている。沿岸部の森林には、ウエスタンレッドシダー、ダグラスファー、ベイツガ、アマビリスファー、シトカスプルスなどの樹種が生育している。内陸部の森林には、ウエスタンレッドシダーやヘムロックなど、沿岸部でもよく見られる樹種で構成された生産性の高い森林がみられる。

BC 州の林業地域は、一般的に「沿岸部」と「内陸部」に区別される。沿岸部では林業の歴史が古く、再植林された樹木が伐採されている地域もある。沿岸部には価値の高い木材があるが、地形が非常に険しく、伐採コストも高い。内陸部は伐採の歴史が浅いが、現在は BC 州の主要木材生産地となり、2020 年の伐採量は沿岸部の約 2.8 倍であった（図 2.2）。内陸部は、寒冷な気候で木の成長が遅いため、原生林のみが伐採されている。

⁶ 前生樹による更新とは、伐採前に存在し、伐採後も残存している樹木による更新のことである。

⁷ B.C. Government (undated) Modernizing Forests.

⁸ Gorley, A and Merkel, G (2020) A New Future for Our Old Forests. A Strategic Review of How British Columbia Manages for Old Forests Within its Ancient Ecosystems.

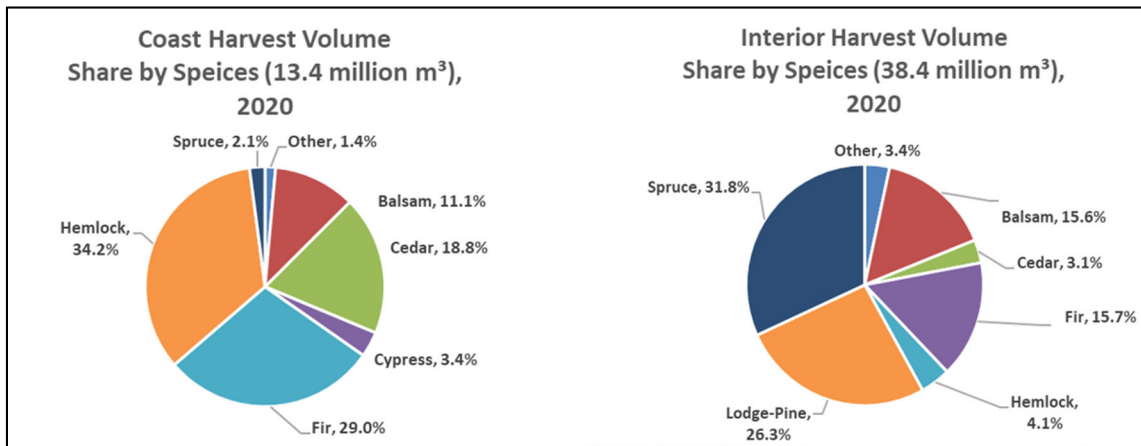


図 2.2 2020 年の沿岸部と内陸部の伐採量と樹種の割合
 出典：Timber Tenure Branch, MOF (2021)⁹

2-1-1-2 木材産業

1) 丸太生産

BC 州では約 2,500 万 ha の森林が合法的に伐採可能であり、毎年約 19 万 ha が伐採されている。2020 年の木材生産量は 5,180 万 m³であった。BC 州の木材生産の 74%は内陸部で、26%は沿岸部で生産される。BC 州では、外来種の産業用植林を許可していない。

表 2.1 に、2019 年における土地所有形態別の利用可能な材積量を示す。州有地の利用可能な材積量が州全体の 84%を占め、私有地が約 16%、連邦政府の土地は 1%未満であった。

表 2.1 BC 州における土地所有別の利用可能材積量 (m³) (2019 年)

	州有地	私有地	連邦所有地	合計
広葉樹	183,255 (77%)	52,817 (22%)	1,378 (1%)	237,450 (100%)
針葉樹	45,784,866 (84%)	8,521,504 (16%)	169,520 (0%)	54,475,890 (100%)

出典：Canadian Council of Forest Ministers (2022)¹⁰

伐採は、主に 5 つの大手企業によって行われている。カナディアン・フォレスト・プロダクツ、ウェスト・フレーザー・ティンバー、インターナショナル・フォレスト・プロダクツ、トルコ・インダストリーズ、ウェスタン・フォレスト・プロダクツの 5 社である。大手 5 社は伐採権 (表 2.5 参照) の約 80%を保有している。しかし、カナダ先住民や地元コミュニ

⁹ Timber Tenure Branch, MOF (2021) Presentation. FOR101 Series.

¹⁰ Canadian Council of Forest Ministers (2022) Data, Harvest. National Forestry Database.

ティなどを含む、伐採権を保有し、伐採行っている小規模事業者も数多く存在する。

2) 木材製品¹¹

2020年、BC州の木材加工業の総売上高は145億ドルに達し、そのうち112億ドルが輸出による。総売り上げのうち、40億ドルが紙・パルプの販売であった。その他製品には、チップ、屋根板、単板、合板等が含まれる。

近年、木材製品の生産は全般的に減少している。2019年から2020年にかけて、針葉樹製材生産が4%減、構造用パネル生産が1.8%減、木材パルプ生産が8.7%減であった。新聞用紙（27%減）、印刷・筆記用紙（13.8%減）の生産も大きく減少した。これらの減少は、生産コストの上昇と原料となる木質繊維の供給量の減少を反映している。

製材所は内陸部に位置する場合が多い。丸太のサイズが均一で、地形が平坦なこともあり、生産コストが低い。方、沿岸部での伐採にはコストがかかるが、丸太の価値は高くなる。沿岸部の残材は塩分を多く含むためペレットには向かないが、パルプには利用できる。

3) 木材製品の貿易状況¹²

(1) 輸出

BC州は、カナダで針葉樹材の輸出が最大の州である。2020年にはBC州はカナダの針葉樹材輸出額の54%を占め、54億ドルに達しており、最大の輸出先は米国となっていた。同年のBC州のパルプと紙の輸出額は34億ドル、丸太の輸出額は3億ドルであった。丸太の約6割が中国に輸出された。木質ペレットの輸出量は2020年に24億トンに達し、輸出額は4億2,600万ドルであった。BC州産の木質ペレットの最大の輸出先は英国で、2020年の輸出量の53%を占め、次いで日本（26%）、オランダ（16%）であった。

2020年、BC州は、金額ベースでカナダの木材及び木材製品の米国向け輸出の24%、中国向け輸出の67%、日本向け輸出の78%を占めた。BC州から日本への木材製品輸出は、1990年代半ばのピーク時から約75%に減少した。2020年には、BC州の木材及び木材製品輸出総額の7%が日本向けとなっていた。このうち、57%は針葉樹製材、19%はパルプ、15%はその他の木材製品、8%は丸太であった。

表2.2は、2010年から2020年までのBC州の木材製品の輸出額を輸出先別に示したものである。中国は、米国に次いで2番目に大きな市場に成長した。

¹¹ 本節のデータはMFLNRO (undated) 2020 Economic State of British Columbia's Forest Sector.より引用。

¹² 本節のデータはMFLNRO (undated) 2020 Economic State of British Columbia's Forest Sector.より引用。

表 2.2 輸出国別の BC 州の木材製品輸出額 (10 億米ドル)

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
米国	4.1	3.8	4.3	5	5.5	6.2	7.1	6.9	6.7	5.4	6.5
中国	2.2	3.3	3.1	3.7	3.8	3.7	3.4	3.9	4.1	3.4	2.8
日本	1.1	1.2	1.1	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3	1.5	1.2	0.8
他	1.7	1.7	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	2.1	2.5	1.9	1.4
合計	9.1	10	10.1	11.7	12.4	12.9	13.6	14.2	14.8	11.9	11.5

出典：MFLNRO¹³

(2) 輸入

2020 年の BC 州の他国からの輸入や他州からの取引を含む輸入額は 26 億ドルであった。このうち、OSB、単板、合板、建材等の木材製品の輸入及び取引額は 15 億ドル、紙は 9 億ドル、針葉樹材は 1 億ドルであった。

2-1-2 関連する行政機関の概要

2-1-2-1 連邦政府

憲法によって、天然資源に対する責任は連邦政府ではなく州政府に属することが規定される。しかし、森林資源が、国の経済、貿易、国際関係、国際条約、連邦が管轄する土地や国立公園、先住民に関する合意に影響を与える場合、連邦政府が森林資源に関する立法責任を負う。カナダの州政府は管轄の森林のほとんどに権限を持つが、林業経営においては連邦法の効力も及ぶ。この連邦法には、連邦危急種法 (Species at Risk Act)、連邦漁業法 (Fisheries Act)、連邦渡り鳥保全法 (Migration Bird Conservation Act)、連邦植物保護法 (Plant Protection Act) が含まれる。林業施業や木材製品の輸出入は、生物多様性条約やワシントン条約 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Flora and Fauna:CITES) など、カナダが締結した国際協定の要件にも従わなければならない。

カナダの森林のうち、連邦政府と先住民が共同で所有する 4%は、主に連邦国立公園、連邦国防総省 (Department National Defense:DND) 所有の土地、先住民のために保留されている連邦政府の土地、または先住民が管理している土地にある。これらの土地における林業事業の規制と管理は、DND、連邦パークスカナダ庁 (Parks Canada)、連邦天然資源省 (Natural Resources Canada)、連邦先住民問題・北部開発省 (Aboriginal Affairs and Northern Development Canada) など、連邦政府のいくつかの部局が担当している。連邦政府は、木材及び木材製品の輸出入を管理する責任も負っている。

¹³ MFLNRO (undated) 前掲

2-1-2-2 BC 州政府

BC 州政府は、州内の森林所有制度を所管し、州有地と私有地における森林経営と伐採を監督する。表 2.3 に関連する BC 州政府機関を示す。

表 2.3 森林経営及び伐採に関する BC 州政府機関

BC 州政府機関	役割/責任
BC 州森林省本部 (B.C.'s Ministry of Forests Head office)	州の森林政策と行政全般を所管
BC 州森林省地方事務所 (B.C.'s Ministry of Forests Regional office)	森林経営と伐採に関する計画や許可証の承認 コンプライアンスの管理と執行
BC 州森林省郡事務所 (B.C.'s Ministry of Forests District office)	森林経営と伐採に関する計画や許可証の承認 コンプライアンスの管理と執行
BC 州木材販売局 (BC Timber Sales)	入札の管理 木材のために割り当てられた土地の管理
BC 州森林施業委員会 (Forest Practices Board)	BC 州森林放牧地施業法 (Forest Range and Practices Act) 及び BC 州山火事法 (Wildfire Act) への対応
BC 州森林所有権支所 (Forest Tenure Branch)	ツリーファームライセンス (Tree Farm License) の管 理
BC 州木材価格支所 (Timber Pricing Branch)	木材の価格設定方針と手続き
BC 州私有管理林地協議会 (Private Managed Forest Land Council)	私有管理林地計画の管理
BC 州公園局 (B.C. Parks)	BC 州の公園・保護地域システムの管理

1) BC 州森林省

BC 州森林省は、州内の公有林¹⁴を所管する主要な州政府機関である。また、BC 州土地水資源管理省 (Ministry of Land Water and Resource Stewardship) は、州の土地利用政策と計画、先住民グループとの調整・和解、水政策と戦略、生態系管理等を所管する¹⁵。これら 2 つの省は、2022 年 4 月 1 日の省庁改編によって BC 州森林土地天然資源業務農村開発省 (Ministry of Forest Lands Natural Resource Operations and Rural Development) を分割して発足した

¹⁴ 公有林には、連邦林および州有林が含まれる。

¹⁵ BC Gov News (2022) New ministers appointed for land stewardship, municipal affairs.

BC 州森林省は、環境・経済・社会的に持続可能な形で、BC 州の森林資源を管理、利用、保全することを目的とする¹⁶。同省には伐採に必要なライセンスを管理する森林所有権支所（Forest Tenure Branch）や木材の価格設定方針と手続きを管理する州木材価格支所（Timber Pricing Branch）がある。その他の関連機関として、木材販売局（BC Timber Sales）、経済・貿易局（Economics and Trade）、コンプライアンス及び執行局（Compliance and Enforcement）などが挙げられる。

木材販売局は、BC 州森林省の独立採算組織である。同局は 2003 年に設立され、州の年間許容伐採量（Allowable Annual Cut: AAC）の約 20%を管理し、この木材を入札によって伐採者、木材加工業者、その他の林業事業者に販売している。2003 年の設立以来、入札を通じて 2 億 300 万 m³ 以上の木材を売却してきた¹⁷。また、木材販売局は伐採地へアクセスするための林道の建設と管理、伐採地の再植林、計画、開発、造林などの林業関連分野での事業を管理している¹⁸。

2) チーフフォレスター

チーフフォレスターは副大臣補佐として、州内の各木材を供給する地域及びツリーファームライセンス（後述：表 2.5 参照）のための AAC を決定する責任を負う。また、政府及び林業従事者に森林経営に関する指導と指示を提供する。チーフフォレスターは政治的プロセスから独立しており、AAC を決定する際に BC 州森林省の指示は受けない。

3) 地方・郡

BC 州森林省は、行政上の観点から、BC 州を 3 つの地域（北部、南部、沿岸部）、8 地方、23 郡に区分している。郡と地方事務所は実施を担当し、BC 州森林省本部は主に政策を担当する。地方事務局長はコミュニティフォレスト協定（Community Forest Agreement）、先住民ウッドランドライセンス（First Nations Woodland License）、森林ライセンス（Forest License）を承認する（後述：表 2.5 参照）。郡管理者は伐採許可や森林許可、森林経営計画を承認している。図 2.3 は、BC 州における森林行政の地域、地方・郡を示す。

¹⁶ Government of British Columbia (2012) Timber Tenures in British Columbia: Managing Public Forests in the Public Interest.

¹⁷ Timber Tenure Branch, MOF (2021) 前掲

¹⁸ Government of British Columbia (undated) B.C. Timber Sales.

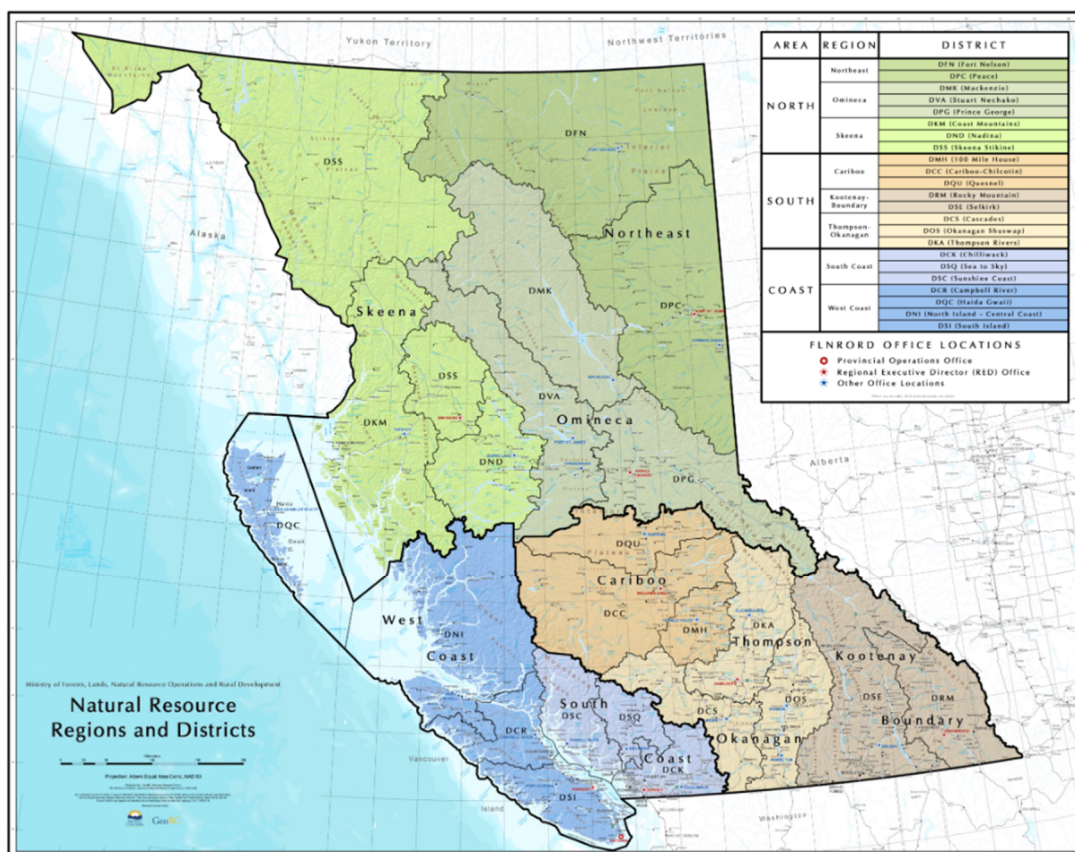


図 2.3 BC 州における森林行政のための地方・郡の地図
 出典：MFLNRO (2020)¹⁹

4) BC 州森林施業委員会 (Forest Practices Board:BC 州 FPB)

BC 州には、森林施業を監督する独立した監視機関である BC 州 FPB がある。BC 州 FPB は政府の司法部門の責任機関である。その運営は行政裁判法によって規定されている。BC 州 FPB は、BC 州森林放牧地施業法 (Forest and Range Practices Act:BC 州 FRPA) 及び BC 州山火事法 (Wildfire Act) の遵守状況を確認するために、監査や調査を実施している。

5) BC 州森林専門家協会と登録専門家

2004 年、BC 州 FRPA が森林施業法に代わって、林業施業を管理する重要な法律となった。これは林業行政に大きな影響を与えるもので、それまで政府職員が果たしていた管理責任の一部を産業界に委譲した。

BC 州政府は、BC 州森林専門家協会 (Association of B.C. Forest Professionals) の細則、方針、手順を通じて、専門家の参加と判断を重視し、説明責任を確保することを目指す。BC 州で林業作業に従事する登録専門家には、BC 州森林専門家協会に登録された林業家と技術

¹⁹ MFLNRO (2020) Natural Resource Regions and Districts.

者、BC 州の専門技術者・地球科学者協会に登録されたエンジニア、専門生物学協会に登録された生物学者が含まれる。

BC 州森林専門家協会は、BC 州の林業家と森林技術者の登録と管理を担う。登録制度の対象は、森林インベントリ、分類、評価、鑑定、保全、保護、伐採、育林、樹木の修復、林地、森林資源、森林の運搬システム、森林生態系の専門家である。

2-1-2-3 私有地における林業

私有地での林業は、一般的に以下の3つの方式で管理される。第一に、BC 州森林省が発行するライセンスや協定に基づき、私有林を公有林と一緒に管理することである。第二に、森林所有者が BC 州私有管理林地協議会 (Private Managed Forest Land Council) の管理する私有管理林地計画に参加することである。第三に、森林所有者がライセンスや協定、あるいは私有管理林地計画の外で森林を伐採することである。

2-1-2-4 公園及び保護区

BC 州の公園と保護地域のシステムは、BC 州環境気候変動戦略省 (British Columbia Ministry of Environment and Climate Change Strategy) の機関である BC 州公園局 (B.C. Parks) によって所有または管理されている。このシステムには、644 の州立公園、2 つのレクリエーション地域、156 の保護区、84 の保護区、148 の生態系保護区が含まれている。

2-2 森林の伐採段階における法令等

2-2-1 法令等の概要及び運用状況

BC 州の森林資源の伐採に関する法令を表 2.4 に示す。

表 2.4 森林資源の伐採に関する法令

名称	詳細
BC 州森林法 ²⁰ (Forest Act)	森林の分類を規定 年間許容伐採量 (AAC) を規定 伐採権の種類とその権利・義務について規定 木材の検収、森林資源インベントリ、政府への支払い、道路と通行権、海洋丸太の引き揚げに関する要件を規定 BC 州産木材の BC 州内での加工及び適用除外について規定 立木価格の評価過程を規定 決定事項の見直しや不服申し立て及び罰則について規定

²⁰ https://www.bclaws.gov.bc.ca/civix/document/id/complete/statreg/96157_01

名称	詳細
BC 州森林放牧地施 業法 ²¹ (Forest Range and Practices Act)	森林計画、道路建設、木材伐採、再植林、家畜の放牧など、BC 州 の公有地における森林及び放牧地の活動の管理に関連
BC 州私有管理林地 法 ²² (Private Managed Forest Land Act)	主要な公的環境価値の管理目標を設定し、私有管理林地の申請手続 き等を定め、コンプライアンスと執行の規定
その他の関連する BC 州法：BC 州遺産保全法 (Heritage Conservation Act)、BC 州統 合的病虫害管理法 (Integrated Pest Management Act)、BC 州水法 (Water Act)、BC 州山火事法 (Wildfire Act)、BC 州野生生物法 (Wildlife Act)、BC 州先住民の権利に関 する宣言法 (Declaration on the Rights of Indigenous People Act)	
関連する連邦法：連邦危急種法 (Species at Risk Act)、連邦漁業法 (Fisheries Act)、 連邦渡り鳥保全法 (Migration Birds Conservation Act)、連邦植物保護法 (Plant Protection Act)	

2-2-2 伐採に関する許認可制度の状況及び許可書等の法令に基づく書類の 概要

2-2-2-1 伐採権 (Timber Tenures) 及び AAC 等

1) 伐採権

州有林の伐採は、伐採権がベースになる（私有地にも適用されることがある）。伐採権は、企業、コミュニティ、または個人と BC 州政府との間の合意で、州政府が木材を伐採する権利と条件を付与するものであり、BC 州森林法 (Forest Act) によって規定される。伐採権は、協定、ライセンスまたは許可の形態があり、それぞれに基づいて伐採の許可証が州政府から発行される。いずれも法的拘束力があり、森林経営義務や立木価格を含む料金の支払いなどにより、契約者に一定期間にわたって公有林を利用する特定の権利を与える。表 2.5 に BC 州における伐採権について示す。

²¹ https://www.bclaws.gov.bc.ca/civix/document/id/complete/statreg/00_02069_01

²² https://www.bclaws.gov.bc.ca/civix/document/id/complete/statreg/03080_01

表 2.5 BC 州における伐採権の種類と概要

伐採権	対象	権利	期間	権利者の主な責任／義務
木材ライセンス (Timber License)	区域	<ul style="list-style-type: none"> 特定の地域での木材を伐採する権利 	<ul style="list-style-type: none"> 不定 更新可 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画作成、道路建設、再植林、立木価格の支払い
ツリーファームライセンス (Tree Farm License)	区域	<ul style="list-style-type: none"> 特定地域での木材伐採及び森林経営の権利（私有地を含む場合もあり） 	<ul style="list-style-type: none"> 25 年 5～10 年ごとに更新可 	<ul style="list-style-type: none"> 持続的森林経営計画及び実施計画作成、インベントリ作成、再植林、立木価格の支払い 伐採量の一部について伐採請負業者を利用（例外あり）
森林ライセンス (Forest License) (付属資料 1)	材積	<ul style="list-style-type: none"> 指定された木材供給地またはツリーファームライセンス地における AAC の伐採権 入札または直接付与 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 20 年 5～10 年ごとに更新可 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画作成、道路建設、再植林、立木価格の支払い 伐採量の全部または一部について、伐採請負業者を利用することが求められる場合がある
パルプ材協定 (Pulpwood Agreement)	材積	<ul style="list-style-type: none"> パルプ用木材伐採の条件付権利（他の供給源では不十分または利益が上がらない場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 25 年 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画作成、パルプ材加工施設の維持、パルプ用材供給地域の林地残材やパルプ丸太の購入義務、再植林、立木価格の支払い
木材販売ライセンス (Timber Sale License)	材積・区域	<ul style="list-style-type: none"> 特定地域の木材を一定量伐採又は丸太を購入する権利 BC 州木材販売局が入札によって発行 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 4 年 更新不可 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画作成及び立木価格の支払い
ウッドロットライセンス (Woodlot License) (付属資料 2)	材積	<ul style="list-style-type: none"> 特定地域の AAC を伐採し、森林を管理する権利（私有地を含む場合もあり） 入札または直接付与（上限：沿岸部の公有地 800ha、内陸部 1,200ha） 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 20 年 多くは 10 年ごとに更新可能 	<ul style="list-style-type: none"> ウッドロットライセンス計画作成、インベントリ作成、再植林、立木価格の支払い

コミュニティフォレスト協定 (Community Forest Agreement)	区域	<ul style="list-style-type: none"> 先住民、市町村、州、郡、団体に、特定の地域で AAC を伐採する権利 (私有地や保護区を含むことがあり、また伐採、管理、木材及びその他の製品の料金徴収の権利を含む場合があります) 入札または直接付与 	<ul style="list-style-type: none"> 25 年以上 99 年以下 10 年ごとに更新可能 	<ul style="list-style-type: none"> 持続的森林経営計画及び事業計画作成、インベントリ作成、再植林、立木価格の支払い
コミュニティ衛生伐ライセンス (Community Salvage License)	材積・区域	<ul style="list-style-type: none"> 枯死木、損傷木、病害木、風倒木及び伐採後の残材を特定地域から取り去るコミュニティに付与される権利 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 5 年 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画作成、立木価格の支払い (再植林が必要な場合あり)
伐採ライセンス(居住者用) (License to Cut (Occupant))	区域	<ul style="list-style-type: none"> 居住者が州有材の伐採や搬出を行う権利 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 5 年 	<ul style="list-style-type: none"> 立木価格の支払い(再植林が必要な場合あり)
伐採ライセンス (License to Cut)	区域	<ul style="list-style-type: none"> 森林地区の全部または一部における伐採の権利 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 5 年 	<ul style="list-style-type: none"> 立木価格の支払い(再植林が必要な場合あり)
伐採のための林業ライセンス (Forestry License to Cut)	材積	<ul style="list-style-type: none"> 特定の地域から木材を伐採・搬出する権利 (小規模衛生伐、薪・柵支柱利用など目的に応じたタイプあり) 入札または直接付与 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 5 年 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画 (大規模ライセンス、またはパルプ材協定に基づき発行された場合) 作成、立木価格の支払い、再植林 (皆伐が 1ha を超える場合)
非商業目的許可 (Free Use Permit (Non Commercial))	材積	<ul style="list-style-type: none"> 非商業目的 (薪など)、または伝統的・文化的活動のために、50m³までの木材の伐採の権利 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 5 年 (用途により異なる) 	<ul style="list-style-type: none"> 許可証に記載された条件
クリスマスツリー許可 (Christmas Tree Permit)	区域	<ul style="list-style-type: none"> クリスマスツリーの個人による育成及び/または商用の伐採の権利 	<ul style="list-style-type: none"> 最長 10 年 5 年ごとに更新可能 	<ul style="list-style-type: none"> 許可証に記載された条件及び立木価格の支払い

道路許可 (Road Permit)	区域	<ul style="list-style-type: none"> 州有地上の道路建設や既存道路管理の権利（木材の伐採、隣接する砂・砂利採取場や採石場の管理・使用権も含まれる場合あり） 	<ul style="list-style-type: none"> 郡の管理者または木材販売の管理者が解除するまでの期間 	<ul style="list-style-type: none"> 許可証に記載された条件及び立木価格の支払い
先住民ウッドランドライセンス (First Nations Woodland License)	区域	<ul style="list-style-type: none"> 先住民と政府との間に条約関連措置、暫定措置、経済的措置に関する合意がある場合にのみ、先住民またはその代理人に付与される権利（直接付与） 特定地域における木材伐採の権利（私有地や保護区を含むことがあり） 木材及びその他の定められた非木材林産物を伐採、管理、料金徴収する所有者の権利 	<ul style="list-style-type: none"> 25 年以上 99 年以下（10 年ごとに更新可能） 	<ul style="list-style-type: none"> 持続的森林経営計画及び運営上の計画作成、インベントリ作成、再植林、立木価格の支払い
補足的森林ライセンス (Supplemental Forest License)	材積	<ul style="list-style-type: none"> 木質繊維を一般市場または企業間で取引する権利 	<ul style="list-style-type: none"> 20 年 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画作成、道路建設、再植林、立木価格の支払い

出典：Government of British Columbia (2012)²³

²³ Government of British Columbia (2012) 前掲

(1) 伐採権の有効期間

伐採権は種類も有効期間も様々である（表 2.5）。大規模な伐採権の多くは、林業会社が長期的な木材供給をできるように、更新が可能なものとなっている。伐採のための林業ライセンスのような更新ができないライセンスもある。更新が可能な伐採権は一般に 20 年～25 年の期間の範囲で更新できる。また 5 年～10 年ごとに、政府の現行政策を反映させるため、ライセンスの更新行われることがある。

(2) 材積及び区域ベースの伐採権

BC 州の伐採権は、材積ベース又は区域ベース（両方の場合もある）で発行される（表 2.5 参照）。材積ベースの伐採権は、「木材供給区域（Timber Supply Area: TSA）」と称される特定の地域内で一定量の木材を伐採する権利をライセンス保有者に与えるもので、複数のライセンス保有者が同一の管理区画で業務を実施できるようになっている。BC 州には 38 の TSA が存在する（図 2.4）。

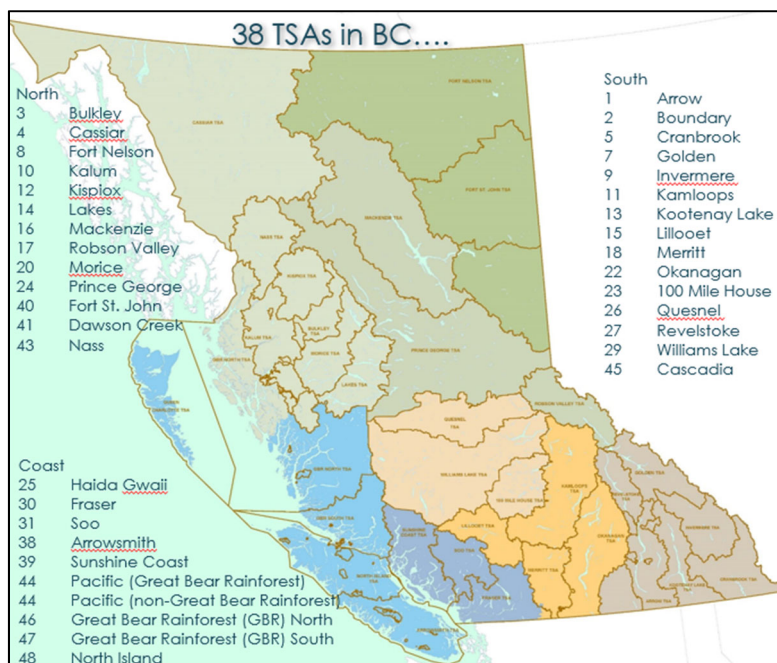


図 2.4 BC 州の TSA

出典：Timber Tenures Branch, MOF (2021)²⁴

これに対して、区域ベースの伐採権は、特定の区域内で木材を伐採する独占的な権利をライセンス保有者に与える。図 2.5 は、州内のすべての区域ベースの伐採権地図である。

²⁴ Timber Tenures Branch, MOF (2021) 前掲

区域ベースの伐採権では、複数の種類のライセンス保有者が存在することが可能である。BC州森林省は、元の保有者が義務を果たしていない場合、または森林が災害等で壊滅的な影響を受け、BC州森林省がその影響を受けた木の処理を事業者に依頼する場合に、追加のライセンスを発行することがある。

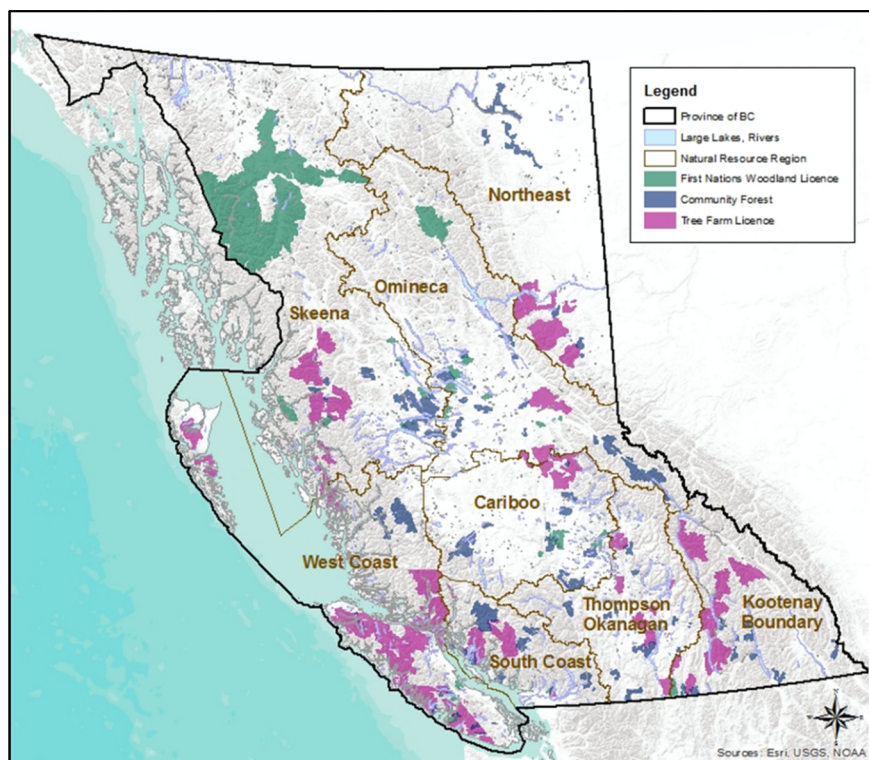


図 2.5 BC州における区域ベースの伐採権

出典：Timber Tenures Branch, MOF (2021)²⁵

BC州における伐採の主要なライセンスは、木材ライセンス、ツリーファームライセンス、森林ライセンス、木材販売ライセンス、伐採のための林業ライセンスである(表 2.5 参照)。一般に、これらの主要なライセンスでは多量の伐採が可能とされ、計画作成、再植林、道路建設などに関するより多くの義務も課せられる。上述した5つの大手企業は、合計で約2,600万 m³の伐採権を保有している²⁶。BC州では、利用可能な森林のほぼすべてに伐採権が発行されているため、今後、大規模な伐採権が発行されることはない。伐採権の変更は譲渡、分割、統合の形で行われ、BC州森林省の承認が必要である。

小規模な林業の機会を増やすため、ウッドロットライセンス、コミュニティフォレスト協定、先住民ウッドランドライセンス等の小規模の区域を対象にした伐採権が発行されてい

²⁵ Timber Tenures Branch, MOF (2021) 前掲

²⁶ Bennet, N (2021) Talk of tenure take-back unnerves forest industry. Prince George Citizen.

る（表 2.5 参照）。ウッドロットライセンスは、小規模の伐採権の中で最も古い制度で、ライセンス保有者に対象とする区域内の州有材を管理、伐採する独占的な権利を与える。BC 州では、20ha 以上の森林を所有するウッドロットライセンス保有者が 2 万人以上いると推定される²⁷。コミュニティフォレスト協定は、コミュニティの利益のためにコミュニティが管理する公有林に対して発行されるものである。

2) AAC

AAC は、特定の土地から 1 年間に伐採できる木材の上限を示す。各管理区画には個別の AAC が割り当てられる。区域ベースの伐採権の AAC の決定は、特定の管理区画を対象としている。一方、材積ベース伐採権の場合、AAC は各 TSA に対して決定され、通常、複数のライセンスが含まれる。TSA の AAC が決定されると、BC 州森林省は、その地域内で木材を伐採する権利を共有する様々な形態の保有者にその量を分配する。

3) 伐採権と AAC に関する BC 州政府のウェブサイト

(1) ツリーファームライセンスとパルプ材協定

発行されたツリーファームライセンスと計画、及び地図情報及びパルプ材協定のライセンス情報が、下記のウェブサイトで確認できる。

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/forest-tenures/timber-harvesting-rights>

地域、ライセンス保有者及び保有者に割り当てられた AAC の情報が、下記のウェブサイトで確認できる。

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/forest-tenures/forest-tenure-administration/apportionment-commitment-reports-aac/historical-apportionment-commitment-reports#2022-23>

(2) 木材供給区域（TSA）における伐採権

各 TSA 内の伐採権の種類と伐採権に割り当てられた AAC の情報は、下記のウェブサイトで確認できる。

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/forest-tenures/forest-tenure-administration/apportionment-commitment-reports-aac/historical-apportionment-commitment-reports#2022-23>

²⁷ Federation of B.C. Woodlot Associations (2020) About woodlots.

(3) ウッドロットライセンス、コミュニティフォレスト協定、先住民ウッドランドライセンス

ウッドロットライセンス、コミュニティフォレスト協定、先住民ウッドランドライセンスのライセンス保有者、AAC 及び面積の情報が記載されたリストが、下記のウェブサイトから得られる。

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/forest-tenures/forest-tenure-administration/apportionment-commitment-reports-aac>

2-2-2-2 伐採に関する規則

1) 木材供給源

BC 州の伐採の約 90%は公有林で行われ、年間平均 184,000ha が伐採され、約 6,500 万 m³の木材が生産される。さらに、BC 州には約 100 万 ha の私有林があり、そのうち年間約 9,000ha が伐採され、約 800 万 m³の木材が生産される。私有林のほとんどは、バンクーバー島南東部とクートニー地方に分布する²⁸。

BC 州森林省は、伐採権への AAC の配分に関する報告書を発行している。2022 年 3 月 3 日現在、割り当てられた AAC が最も大きな伐採権の形態は、森林ライセンス (44%)、木材販売ライセンス及び伐採のための林業ライセンス(19%)、ツリーファームライセンス(19%)、森林ライセンス (12%)、先住民ウッドランドライセンス (4%) となっている²⁹。

2) 州有地における伐採規則

森林経営活動には、BC 州遺産保全法 (Heritage Conservation Act)、BC 州統合的病害虫管理法 (Integrated Pest Management Act)、BC 州水法 (Water Act)、BC 州山火事法、BC 州野生生物法 (Wildlife Act)、BC 州先住民の権利に関する宣言法 (Declaration on the Rights of Indigenous People Act) など多数の州法が適用される。伐採作業は、連邦危急種法や連邦漁業法等の連邦法にも準拠しなければならない。

(1) 森林インベントリ

BC 州森林法は、区域に基づいて発行されたライセンス保有者に対し、木材、土壌、地形、水資源、魚類、野生生物、生態系、レクリエーション資源に関する正確なインベントリを作成することを義務付けている。インベントリはチーフフォレスターに提出され、事業者は 10 年ごとに見直す必要がある。

²⁸ MFLNRO (undated)(2020) B.C. Forest Sector – Statistics Summary.

²⁹ MFLNRO (2022) Appointment System. Provincial Summary Report.

(2) BC 州 FRPA と関連規則

BC 州政府は資源価値を保護する目的で BC 州 FRPA を制定した。BC 州 FRPA は、生物多様性、文化遺産、魚類／水辺、飼料と関連植物群、レクリエーション、資源の特徴、土壌、木材、水質、野生生物という 11 の保護すべき資源価値を定め、これらの資源価値を保護するため、森林や放牧地を利用するライセンス保有者の活動について規制する。BC 州 FRPA は、すべての公有林と放牧地³⁰、BC 州森林法（Forest Act）または BC 州放牧地法（Range Act）に基づく協定を持つ企業と個人に適用される。同法は、ウッドロットライセンスとツリーファームライセンスが発行されている私有地にも適用される。

BC 州森林計画施業規則、BC 州林地計画施業規則、BC 州放牧地計画施業規則は、公有地における森林及び放牧地ライセンス保有者の施業を管理する主要な規則である。BC 州森林計画施業規則は、森林経営に関して木材権利保有者が作成する計画の内容や施業要件を規定している。

BC 州 FRPA では、伐採権保有者は伐採後に再植林することを義務付け、20 年以内に達成すべき最低樹高、密度、樹種などの条件が設定されている。これらの基準を満たした再植林地は、放置しても成長する状態「Free growing」として宣言される。Free growing と宣言されると、伐採権保有者の管理義務は完了し、森林の管理責任は BC 州政府に戻る。

森林経営計画（forest stewardship plans: FSP）

BC 州 FRPA により、主要な木材ライセンス保有者と BC 州木材販売局は、伐採の前に、森林価値の保全方法と伐採予定地を地図上に示した森林経営計画を策定し、承認を受けなければならない。FSP の有効期間は 5 年である。

FSP が承認されると、BC 州 FRPA によりライセンス保有者は、伐採、道路建設、育林活動が提案されている地域の現場計画を作成するよう求められる。現場計画では、伐採区画や道路のおおよその位置が特定される。

ウッドロットライセンス計画

BC 州 FRPA により、ウッドロットライセンスの保有者にウッドロットライセンス計画を作成しなければならない。ウッドロットライセンス計画には、伐採と道路建設が予定されている地域が含まれる。木材伐採や道路建設が始まる前に、計画の承認を得なければならない。計画の期間は 10 年である。

森林施業図

2019 年の BC 州森林放牧地施業改正法により、BC 州では森林施業図が伐採許可や道路許可を得るための必須条件となった。BC 州政府は平均して 1 年間に 5,000 から 7,000 件の

³⁰ 放牧地とは、家畜や野生動物が食べる植生を支える土地で、自然の生態系として管理されている。

伐採許可や道路許可の申請を扱っている。森林施業図には、計画された伐採区画や道路のおおよその位置が示されている。

その他、公有地での伐採作業に関するガイダンス

チーフフォレスターは、郡管理者に、自然資源地域における資源管理の課題を概説した FRPA 公報 (FRPA Bulletin) を作成するよう要請した。この文書は、従うべき最も良い森林経営の慣行を明らかにし、特別な注意を必要とする資源価値の懸念を強調するものである。

さらに、FRPA 公報は、事業者に対して計画策定についてガイダンスを提供する。具体的には、FRPA とその規則の適用、FSP やウッドロットライセンス計画の作成、特定の計画や報告プロセスについてガイダンスを提供している。BC 州 FRPA 公報は、下記のウェブサイトから閲覧できる。

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/environment/natural-resource-stewardship/laws-policies-standards-guidance/legislation-regulation/forest-range-practices-act/resource-values>

3) 私有地における伐採規則

私有地で木材伐採を行う場合には、土地所有者は、市や郡の条例及び関連する州法と連邦法に従う必要がある。

私有林がツリーファームライセンス、ウッドロットライセンス、コミュニティフォレスト協定、先住民ウッドランドライセンスの下で公有林と一緒に管理されている場合、木材伐採は AAC と BC 州 FRPA に従う必要がある。一方、森林所有者が BC 州私有管理林地協議会の管理する私有管理林地計画に参加している場合、林業作業は BC 州私有管理林地法 (Private Managed Forest Land Act) に従わなければならない。同法は、主要な公共環境価値の管理目標及び私有管理林地の申請手続き等を定め、コンプライアンスと執行に関する規定を設けている。

2-2-2-3 環境、社会及びその他の関連要求事項

BC 州の林業部門においては、先住民の森林部門への参加拡大、森林を取り巻く環境のリスクの増大、原生林の伐採等への国民の関心が高まっている社会背景がある。ここでは、関連する事項について記載した。

1) 先住民との協議

19 世紀に制定された連邦インディアン法 (Indian Act) は、先住民³¹の権利を規定する中

³¹ カナダには、60 万人以上の先住民が存在し、先住民を代表する 364 のグループがある。

心的な法律である。州政府及び連邦政府は、その行動や決定が先住民の権利、土地、伝統的な土地利用、利益に干渉する恐れがある場合、先住民と協議する法的義務がある。BC州では先住民が所有権を主張する土地が広範囲に及ぶため、州有地や資源に関する政府の決定のほとんどに協議義務が発生する。先住権が認められている先住民は、土地利用について独占的決定権を有する³²。

林業会社は先住民の権利を侵害する可能性のある行為が行われる前に、先住民と協議しなければならない。これには、FSPも含まれる。また、FSPを政府に提出し承認を得る前に、ライセンス保有者は同計画を公開することが義務付けられる。

2) 環境に関する規制

BC州FRPAの下、政府はFSPに生物多様性、文化遺産、飼料、魚類、レクリエーション、資源特性、土壌、木材、水、野生生物といった森林の機能について目標を定めている。

BC州環境管理法（Environmental Management Act:BC州EMA）は、BC州の環境保護と管理を規定するもう一つの重要な法律である。BC州EMAは、環境保護官やその他の政府執行官が事業者のコンプライアンスを確認し、違反があった際の強制措置を取るための権限を定める。さらに、BC州EMAは、廃棄物処理に関する実施規範や許可証について規定している。規制される活動には、パルプや紙の生産、製材所の業務が含まれる。

(1) 老齢林の保護

老齢林は一般的に、沿岸部では樹齢250年以上、内陸部では樹齢140年以上と定義されている。BC州の森林の23%にあたる約1,370万haが老齢林に該当する。その内、約1,000万haの老齢林は何らかの形で保護されているが、残りの約370万haは伐採可能である。

何らかの形で保護された老齢林は、すでに発行された伐採権の対象とする森林とで一部重複が見られる。州政府は、老齢林を保護するために、最も危機に瀕していると考えられる260万haの老齢林の伐採を延期している。ただし、伐採延期措置は永久的な保護を与えるものではなく、一定期間伐採を延期するものである。伐採が延期された地域のリストは、下記のウェブサイトから閲覧できる。

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/managing-our-forest-resources/old-growth-forests/deferral-areas>

伐採延期の地域は、BC州のオンラインビューアであるiMapBC³³を使って見ることもできる。iMapBCでは、レイヤーを追加し、カスタマイズした地図を作成することができる。

³² 2014年、カナダ最高裁の判決（Tsilhqot'in First Nation aboriginal title decision in 2014）によって、BC州の1700平方キロメートル以上の土地に対する先住民の所有権の宣言が認められた。

³³ <https://maps.gov.bc.ca/ess/hm/imap4m/>

利用可能なレイヤーは、FSP、進行中・保留又は伐採が完了した区画と伐採のライセンス、提案された森林施業図、土地所有権、外来種、病害虫、山火事、老齢林地帯などが含まれる。

(2) 特別樹木の保護

BC 州政府は、特別樹木保護規則 (Special Tree Protection Regulation) のもと、例外的に大きな樹木 1,500 本 (特別樹木) を保護することを目指している³⁴。ライセンス保有者は政府から提供された情報を基に、特別樹木を報告する必要がある。林業作業の責任者は、作業によって特別樹木が伐採されたり、損傷したりされないよう確認しなければならない³⁵。

3) 年間リース料金及び使用料

BC 州森林法では、森林ライセンス、木材ライセンス、ツリーファームライセンス、コミュニティフォレスト協定、先住民ウッドランドライセンス、ウッドロットライセンス、補足的森林ライセンス (表 2.5 参照) に基づいて発行された伐採許可証 (付属資料 3)、パルプ材協定に基づいて発行された伐採するための林業許可証の保有者に対して、政府への年間リース料金の支払いを義務付けている。BC 州森林利用規則 (Provincial Forest Use Regulation) に基づき発行された特別利用許可証の保有者は、BC 州財務管理法 (Financial Administration Act) に基づき手数料を課される。

4) 立木価格、輸出手数料、税金

立木価格は、企業や個人が BC 州の州有地から木材伐採を行う際に支払う料金である。州有地から木材を伐採、購入、販売する企業は、木材量を確実に報告する必要がある。立木価格は、報告された木材量、樹種、等級に応じて請求される。

輸出手数料は、木材または残材が、BC 州製造木材及び木材製品規則 (Manufactured Forest Product Regulation) による工場残材の輸出規制が適用除外される条件下で輸出される場合にかかる。一方、運材税は、BC 州の私有地または州有地での伐採事業から収入を得るすべての事業体に適用される。これは、木材、立木及び木材製品の伐採権の販売、丸太の配送、丸太の取得、立木からの玉切り、丸太の輸出入、木材製品 (Forest Product) 及び丸太の輸送から得られる収入に適用される。

2-2-3 伐採の合法性が確認できる書類 (証明システム) の事例及びその発行条件

2-2-3-1 コンプライアンスと法執行

1) BC 州森林省

³⁴ Government of British Columbia (2020) News Release, September 11.

³⁵ Government of British Columbia (undated) Special Tree Protection Regulation – Q&A.

BC 州森林省には、BC 州コンプライアンス・執行局(Compliance and Enforcement Branch: BC 州 CEB)がある。BC 州森林法、BC 州 FRPA、BC 州山火事、BC 州土地法(Land Act)、BC 州水法、BC 州遺産保全法などの規制要件の遵守状況を判断するための検査を実施する。

2) BC 州 CEB

伐採権については、BC 州 CEB の天然資源担当官(Natural Resources Officers)と自然保護官(Conservation officers)によってコンプライアンスに係る検査と調査が行われている。天然資源担当官は、主に伐採権のある地域のコンプライアンスと執行を担当し、自然保護官は主に伐採権のない公有林のコンプライアンスと執行を担当する。先住民の問題に関わる調査は、BC 州 CEB の先住民関係/修復公正担当官(Indigenous Relations / Restorative Justice Officer)が行う。

コンプライアンス違反に対しては、正式な警告、違反切符、作業停止命令、差し押さえ、罰金を含む行政罰、法廷での起訴が適用される。差し押さえられた木材は、裁判所や法で定められた職員による決定後に BC 州 CEB が売却できる。

BC 州 CEB は、2021 年 4 月からの一年間に、3,520 件の伐採地の検査パトロールの実施及び 566 件の違反切符、作業停止命令、差し押さえなどの強制的な執行を報告した³⁶。同期間中、天然資源担当官は 678 件の検査と現場訪問を実施した。

BC 州 CEB はまた、一般市民や他の政府機関が違反の疑いを報告するために利用できる「自然資源違反報告(Natural Resource Violation Reporting)」システムも管理している。2021 年には、森林経営における違反の疑いが 556 件、自然資源違反報告を通じて報告されたと記録されている。

3) BC 州森林施業委員会(Forest Practices Board:BC 州 FPB)

BC 州 FPB は約 11 名の専門スタッフで構成され、監査チームと調査チームの 2 つのユニットをから構成される。森林施業を監督する独立した監視機関である BC 州 FPB の役割は以下の通りである。

- 森林施業の要求事項の遵守と実施について、委員会が無作為に選んだ林業会社を監査する。
- 政府による森林施業要件の施行を監査する。
- 森林計画や施業、政府の取締りに関する市民からの懸念や苦情に対応する。
- 林業の重要課題に関する特別調査を実施する。

また、企業や免許取得者、政府機関に対する監査機能を有している。これには、BC 州木

³⁶ <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/environment/natural-resource-stewardship/natural-resource-law-enforcement/natural-resource-officers/compliance-reports>

材販売局と BC 州 CEB に対する監査が含まれる。特別調査に基づいて勧告を行うことができるが、強制力はない。

4) 森林不服申し立て審査会 (Forest Appeals Comission:)

森林不服申し立て審査会は、木材関連事業が森林や環境に関連する政府当局の決定に対する不服申し立てを行う独立法廷である。

5) BC 州財務省

森林収入監査プログラム (Forest Revenue Audit Programme) は、BC 州森林法に基づき 2006 年 3 月 30 日に設立された。このプログラムにより、BC 州財務省 (Ministry of Finance) は検査や監査を実施し、過少申告や未報告の立木価格を評価することができるようになった。2021 年 11 月 25 日に BC 州森林法が改正され、BC 州財務省に輸出手数料を監査する権限が付与された。伐採契約を結んでいる企業や個人、または BC 州の州有地から木材を売買している企業は、監査を受ける可能性がある。監査とは、木材量が正しく報告されているか、伐採税や輸出手数料が正しく支払われているかを確認する調査である。

監査のプロセスには、聞き取り、企業の内部手順や実務の調査、州有材の伐採、購入、販売に関連する帳簿や記録の確認が含まれる。立木価格の過少申告や未報告が発覚した場合、利息や罰則が適用されることがある³⁷。

2-3 木材の流通段階における法令等

2-3-1 法令等の概要及び運用状況

2-3-1-1 木材及び木材製品の輸送及び加工に関する法令

1) 木材及び木材製品の輸送・加工に関する法令の概要

表 2.6 に木材及び木材製品の輸送・加工に関する法令を示す。

表 2.6 木材及び木材製品の輸送・加工に関する法令

法令	概要
BC 州森林法 (第 6 編)	<ul style="list-style-type: none"> 木材の検収に関する要件について規定
BC 州検収規則 (Scaling Regulaiton)	<ul style="list-style-type: none"> 木材の検収に関する手続き、違反に対する罰則などを規定

³⁷ Governemrnt of British Columbia (undated) Audits for stumpage and export fees.

法令	概要
BC 州木材検収マニュアル (Timber Scaling Manual)	<ul style="list-style-type: none"> 木材のマーキング (Timber marking) と表示 (Branding) の手順・様式及び樹種、等級付け、不良品、材積計算、検収ツール、文書化と報告などに関するガイダンスを提供

2) 木材・木材製品の輸送

(1) 丸太の検収

BC 州では、公有地及び私有地から伐採される木材はすべて検収が必要とされ、BC 州森林法第 6 編と BC 州検収規則によって定められている。これらの法令は、連邦政府の管轄下にある土地で伐採された木材には適用されない。検収から得られるデータは、BC 州森林省が立木価格の決定や伐採量の計算に使用する。

伐採権の保有者は検収に対して責任を負う。伐採権の保有者は、木材ができるだけ早く、検収用に指定された場所で、不備なくかつ正確に検収され、検収申告書 (Scale return) が確実に提出されるよう責任を負う。検収は、BC 州森林省からライセンスを受けた検収者によって行われる³⁸。

BC 州森林法と BC 州検収規則によれば、ライセンスを受けた検収者が年間 500m³ 以上の木材を検収する場合、検収データを伐採課金システム (Harvest Billing System) に提出する必要がある。伐採課金システムは、BC 州森林省の検収データ管理及び請求書発行システムである。年間 500m³ 未満の伐採許可を受けた者は、指定する用紙に伐採情報を手書きで記録することができる。

BC 州木材検収マニュアル³⁹は、木材の検収方法を説明する。検収方法には、丸太や木材の検収、材積・等級の決定、トラックに積載された木材の重量検収方法が含まれる。

BC 州森林法では、検収に携わる者は、検収結果を検収申告書の様式で提出する責任を負っている。2 種類の書類 (①検収申告書及び検収申告書の作成に使用する書類 (検収記録 (または詳細な丸太リスト)、重量伝票、課金の根拠となるその他の文書)、②検収データ管理及び検収管理を示す書類) がある。

上記に記した検収に係る申告、作成に使用する書類及び管理書類には、以下のようなものがある。

³⁸ MFLNRO (2018) Scaling Requirements in British Columbia.

³⁹ <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/competitive-forest-industry/timber-pricing/timber-scaling/timber-scaling-manual>

付属資料 4 は、①の書類に含まれる、出来高詳細丸太リスト (Piece scale detailed log listing) の様式を示す。出来高詳細丸太リスト及び海洋漂流物詳細丸太リスト (Beachcomb piece scale detailed log listing) は、同じ様式を用いる。付属資料 5 には、特別木材及び木材製品申告及び輸送書 (Special Forest Products Scale Return and Transportation Document) に用いる様式を示す。特別木材及び木材製品とは、薪、鋤山用材、杭、柱などである。

検収サイトでは、3つの文書：重量伝票 (Weigh slip) (付属資料 6)、重量検収安全シート (Weight Scale Safety Sheet) (付属資料 7)、重量検収日次監査記録 (Weight Scale Daily Audit Log) (付属資料 8) を記入する必要がある。すべての様式は、BC 州のウェブサイト⁴⁰から入手できる。

現場台帳 (Site Ledger) は、検収場に搬送された及び検収場から輸送されたすべての丸太または積荷を記録する文書である。台帳には積荷番号、木材マーク (Timber mark)、検収情報が記載され、検収場の運営者の署名がなされなければならない。現場台帳である検収場入荷台帳 (Scale Site Arrival Ledger) 及び検収場出荷台帳 (Scale Site Departure Ledger) の様式をそれぞれ付属資料 9 及び 10 に示す。

検収後、検収者は検収されたことを示すため、各丸太に検収者タグ (Scaler's Raft Tag) (付属資料 11) を付けなければならない。

(2) 木材の輸送

木材マーキング及び輸送規則 (Timber Marking and Transportation Regulation) は、検収されていない全ての丸太を、指定された検収場所まで輸送することを義務付け、輸送する全ての丸太に木材検収済み表示 (Scaled Timber Brand) を記載しなければならないとしている。BC 州森林省により木材検収済み表示証明書 (Certificate of Scaled Timber Brand) が発行される (付属資料 12)。

検収された木材または検収されていない木材の輸送には、積荷明細伝票 (Load Description Slip) (付属資料 13) の使用が義務付けられている。この伝票は伐採現場から検収場所までの輸送中及び検収後の輸送中に添付しなければならない。積荷明細伝票は輸送木材の原産地 (または検収場所) 及びその目的地について説明する。

(3) 木材のマーキング (Timber marking)

BC 州森林法の規定により、木材に木材マークを付けない限り、州有地・私有地のいずれからも木材を搬出することができない。これは、立木価格の支払いが必要かどうかに関係な

⁴⁰ <https://www.for.gov.bc.ca/pscripts/ISB/FORMS/forms.asp>

く、適用される。

全ての木材は、伐採現場において、伐採後、速やかに目立つようなマークを付けなければならない。木材マークは、BC州森林省が木材所有者または伐採許可証の保有者に対して発行するものである。木材マークは、文字や数字、記号で構成され、丸太の端にスタンプされたり、書かれたりする。登録されたマークは、対象とする土地に対し、1つだけ発行される。各年、州の木材伐採には、約40,000の有効な木材マークが伐採時に記されている。

木材マークにより、木材伐採に際しての伐採権を識別することができる。この情報は、原産地の特定、木材マーク保有者（Mark holder）の特定、製材しない木材を州から輸出する可否の特定、手数料の支払いの可否の特定を行う際に利用される。木材マークは所有権を証明するものとみなされる。

木材マーク、木材検収済み表示、海洋丸太表示（Marine Log Brands）に関する権限とその使用責任は、BC州森林法第5編に定められている。木材マーキング及び輸送に関する規則は、木材にどのようにマーク（Mark）や表示（Brand）を付けるかを規定している。

海洋丸太表示は、海上輸送される木材のためのものである。表示の主な目的は、所有者が沿岸海域で失われた木材を識別し、回収できるようにすることである。海洋丸太表示は、木材が検収されたこと、そして誰がその木材を所有しているかを示す。この表示には検収場所の情報はなく、その使用は任意である。

2-3-2 木材の流通・合法性の確保に関する法令

2-3-2-1 木材及び木材製品の輸送・加工の合法性を確認するための監督・管理措置のシステム

BC州森林省の郡・地方及び本部のスタッフは、検収要件を評価することに対して共同責任を負う。コンプライアンスの確認には、現地調査、検収結果やレポートの確認などが含まれる。積荷明細伝票により、森林経営官は輸送中の木材の動きを監視することができる。

木材が製材所に搬入されると、BC州森林省の管轄ではなくなる。製材所の設立と操業にはBC州森林省の許可は必要ない。製材所の活動に関して管轄権を有する政府機関はBC州労働安全委員会（WorkSafe BC）となる。

2-3-3 木材及び木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

2-3-3-1 木材及び木材製品の貿易に関する法令

1) 木材及び木材製品の貿易に関する法令の概要

表 2.7 にて、木材及び木材製品の取引に関する法令を示す。

これらの法令のうち、カナダ連邦関税法と連邦野生動植物保護及び国際・州間取引規制に関する法（Wild Animal and Plant Protection and Regulation of International and Interprovincial Trade Act：連邦 WAPPRITTA）は、他国の法律を遵守することなく入手、流通、輸送された木材及び木材製品をカナダに輸入することを違法としているが、合法性確認に関するデュー・デリジェンスは規定されていない。

表 2.7 木材及び木材製品の取引に関する法令

法令	概要
連邦野生動植物保護及び国際・州間取引規制に関する法（WAPPRITTA）	<ul style="list-style-type: none">木材及び木材製品の輸入と州境を越えた取引を規定
連邦関税法 (Custom Act)	<ul style="list-style-type: none">カナダへの商品の輸入を規制し、カナダから輸出される商品の報告義務を規定
D-02-12: 米国本土以外のすべての地域を原産地とする非加工木材及びその他の木材製品、竹及び竹製品に関する植物検疫上の輸入要件	<ul style="list-style-type: none">植物検疫の輸入要件を規定（米国はこの要件から除外）
BC 州森林法 (Forest Act)	<ul style="list-style-type: none">州内で伐採された州有・私有木材及びその残材の BC 州内で使用、または州内での木材製品の製造について規定
輸出者向け通知 102 (Notice to Exporters 102)	<ul style="list-style-type: none">BC 州内で加工される丸太の要件の免除を規定

2) 輸入に関する法令

カナダからの木材及び木材製品の輸入を規制する主な法律は、カナダ連邦関税法と連邦 WAPPRITTA 及び植物防疫法である。

連邦 WAPPRITTA は、他国の法律を遵守することなく入手、流通、輸送された木材及び木材製品をカナダに輸入することを違法としている。連邦 WAPPRITTA は同様に、州法や規則に違反して入手、流通、輸送された木材及び木材製品の、カナダ国内の州を越えての取引を違法としているが、合法性確認に関するデュー・デリジェンスは規定されていない。また、連邦 WAPPRITTA は、カナダが CITES を国内で執行・管理するための法律でもある。

3) 輸出に関する法令

カナダからの木材及び木材製品の輸出を規制する主な法律は、カナダ連邦関税法と連邦WAPPRIITAである。すべての輸出事業者は、カナダ歳入庁（Canada Revenue Agency）から輸出入に指定されたビジネス番号アカウントを取得しなければならない⁴¹。輸出事業者は、すべての輸出記録を電子媒体または紙媒体で6年間保管しなければならない。

丸太は制限付き製品扱いとなる。丸太を輸出するためには、輸出事業者は輸出申告書（Export Declaration）と連邦輸出丸太許可証（Federal Export Permit for Logs）（付属資料14）に記入し、印刷したものを連邦輸出丸太許可証に指定された場所でカナダ国境サービス庁（Canada Border Service Agency）に提示する必要がある。連邦輸出丸太許可証は、州有地から丸太を輸出する場合及び1906年3月12日以前に付与された私有地から伐採した木材を輸出する場合に必要なものとなる。

カナダ産の木材及び木材製品を輸出する際には、表2.8に記載された植物検疫の法令及びガイドランスが適用される。植物検疫証明書の例を付属資料15に示す。

表 2.8 木材及び木材製品輸出のための植物検疫に関する法令及びガイドランス

法令及びガイドランス	概要
技術的熱処理ガイドラインと運転条件マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> 熱処理室の運転条件と熱処理プログラムに加わるための技術的な要件
EU向けシダー木材及び木材製品輸出のための樹皮除去・地虫穴対策プログラム	<ul style="list-style-type: none"> EUがカナダ産シダーの輸入に要求する認証プログラム
カナダ熱処理木材製品認証プログラム（CHTWPCP）	<ul style="list-style-type: none"> 害虫や病原体の移動を防ぐために、入国時に熱処理を必要とする国へ木材製品を輸出する企業に対する公的な認証
カナダ木材梱包材認証プログラム（CWPCP）	<ul style="list-style-type: none"> 国際植物防疫条約（International Plant Protection Convention）のガイドラインに沿って木材梱包製品を製造するカナダ国内の施設の認証
輸出及び再輸出のための植物検疫証明書の発行に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> 輸出及び再輸出のための植物検疫証明書の作成と発行に関するカナダ食品検査庁（Canadian Food Inspection Agency）の方針
中国向け無処理カナダ産針葉樹丸太の輸出における植物検疫証明要件	<ul style="list-style-type: none"> 製材や丸太を含む松材（マツ属の樹種）に対する追加要件（2021年10月に中国が発表したマツノザイセンチュウ（<i>Bursaphelenchus xylophilus</i>）に関する緊急措置を受けて設定された）、
カナダ産燃料用木材及びトウヒ丸太に関する米国の要求事項	<ul style="list-style-type: none"> 米国がカナダ産燃料用木材に対して課す植物検疫の要求事項

⁴¹ <https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/businesses/topics/registering-your-business/register.html>

BC 州森林法では、州内で伐採された州有・私有木材と工場残材を BC 州内で使用するか、州内で木材製品に製造することを義務付けている。木材製品は、BC 州製造木材及び木材製品規則で規定されている⁴²。BC 州森林法は、BC 州の製造工場が必要とされていない丸太や工場残材の輸出を許可するために、この規則の適用除外を認めている。工場残材とは、チップ、端材、削りくず、おがくずなどを指す。

(1) 工場残材の輸出プロセス

工場残材の輸出に関する適用除外を受けるには、適用除外の必要性を説明する申請書を提出する必要がある⁴³。適用除外は、工場残材が BC 州内の木材加工施設の需要に対して余剰であると考えられる場合にのみ許可される。

(2) 丸太輸出のためのプロセス

BC 州からの丸太の輸出は通達で規制されており、海外での販売を目的とした丸太はすべて余剰テストを受けなければならないと規定されている。

丸太の輸出は、カナダ国内の他州への輸送は 2 段階、国外への輸出は 3 段階のプロセスで行われる。第一段階は、BC 州で伐採された木材を使用または加工するという要件の免除を得ることである。BC 州から丸太を輸出したい企業は、丸太免除情報システム (Log Exemption Information System:LEXIS) を使って免除を申請することができる。申請書に記載しなければならない情報は、木材マーク、本数、樹種、等級、材積などである。このシステムは、木材マークが申請地域で有効かどうかを確認する。木材所有者または代理人が丸太の免除を申請すると、丸太に関する情報が週間の広告リストにオンラインで掲載される⁴⁴。当該の丸太は 2 週の間広告 (「余剰テスト」) に掲載され、国内事業者の必要性に余剰があるかどうかが決まる。国内の製材事業者は、広告された丸太の購入を申し出ることができる。申し出がない場合、広告された丸太は自動的に余剰とみなされる。特定の地域においては、一部またはすべての丸太は余剰テストを受ける必要がない。現在、このような免除地域は①ナス、②北西海岸、③カシア、④北西内地、⑤ハイダグワイ、⑥ソロの 6 か所である。各免除地域の詳細は、BC 州のウェブサイト⁴⁵で閲覧できる。

第二のステップは、BC 州政府の許可証の申請である。免除が承認された後、申請者は丸

⁴² https://www.bclaws.gov.bc.ca/civix/document/id/complete/statreg/240_2003

⁴³ https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/farming-natural-resources-and-industry/forestry/log-exports/fs418r_20220216.pdf

⁴⁴ <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/competitive-forest-industry/log-exports/bi-weekly-advertising-lists>

⁴⁵ <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/competitive-forest-industry/log-exports/step-1-exemption/blanket-exemptions>

太を輸出するための BC 州丸太輸出許可証 (Provincial Timber Permit to Transport Unmanufactured Timber from B.C.) を申請することができ、加工の代わりに料金の支払を要求される。BC 州政府の許可申請は、LEXIS を通してオンラインで行うが、内陸部の特別な状況下では、紙の申請書を使用することもある⁴⁶。BC 州森林省によって承認されると、LEXIS は申請者に許可証の PDF コピーを提供する。BC 州丸太輸出許可証の様式を付属資料 16 に示す。

第三のステップは、連邦輸出丸太許可証 (Federal Export Permit) を申請することである。

(3) 輸出に必要な書類

木材と木材製品の輸出に必要な書類を表 2.9 に示す。

表 2.9 木材及び木材製品を輸出する際に法的に必要な書類

文書名	概要	発行機関
輸出申告書 (Export Declaration)	<ul style="list-style-type: none"> 輸出品について記載した申告書 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出事業者 (通関業者など第三者に委任が可能)
原産地証明書 (Certificat of Origin)	<ul style="list-style-type: none"> カナダ原産であることを示す署名入りの申告書 	<ul style="list-style-type: none"> 非優遇証明書は、カナダ商工会議所から入手可能
植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate)	<ul style="list-style-type: none"> 製品が植物検疫の処置を受けていることを示す 	<ul style="list-style-type: none"> カナダ食品検査庁 (Canadian Food Inspection Agency)
梱包リスト (Packing list) (付属資料 18)	<ul style="list-style-type: none"> 委託貨物の内容を記す 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出事業者
CITES 許可証 (CITES Permits)	<ul style="list-style-type: none"> CITES 規制対象樹種に必要 	<ul style="list-style-type: none"> カナダ環境・気候変動省 (Environment and Climate Change Canada)
船荷証券 (Bill of lading) (付属資料 19)。	<ul style="list-style-type: none"> 輸送貨物の種類、数量、目的地などを詳細に記載した文書 	<ul style="list-style-type: none"> 運送業者または代理店
商業送り状 (Commercial invoice) (付属資料 17)	<ul style="list-style-type: none"> 商品の詳細と請求金額を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出事業者

⁴⁶ <https://www.for.gov.bc.ca/isb/forms/lib/FS38.PDF>

丸太の輸出		
BC 州輸出許可証 (Provincial export permit)	<ul style="list-style-type: none"> BC 州からの丸太の輸出に必要 	<ul style="list-style-type: none"> BC 州森林省
連邦輸出許可証 (Federal export permit)	<ul style="list-style-type: none"> カナダからの丸太の輸出に必要 	<ul style="list-style-type: none"> カナダ・グローバル連携省 (Global Affairs Canada)

2-4 その他関連情報

2-4-1 森林認証の状況

カナダでは持続可能な森林経営に関する 3 つの認証制度が使われている。カナダ規格協会 (Canadian Standards Association (CAN/CSA Z809) : CSA)、持続可能な林業イニシアチブ・プログラム (Sustainably Forestry Initiative Program : SFI)、森林管理協議会 (Forest Stewardship Council: FSC) による認証制度である。CSA と SFI は、森林認証制度相互承認プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes: PEFC) によって相互承認されている。CSA プログラムは、PEFC の国際的な CoC 規格を採用している。FSC には、カナダ・ボレアル、ブリティッシュ・コロンビア、マリタイムズの 3 つの地域システムがあり、いずれも FSC インターナショナルから認定されている。

連邦政府は森林認証制度に強い支持を表明している。CSA、SFI、FSC を、持続可能な森林経営に関する国内及び国際協定に合致し、利益のバランスが取れており、客観的かつ科学的で、実施可能かつ実用的であるという基準を満たしているとカナダ森林大臣会議 (Canadian Council of Forest Ministers) は認めている⁴⁷。

カナダ木材及び木材製品協会 (Forest Products Association of Canada) は、3 つの認証制度で認証された地域を示した地図を作成した (図 2.6)。SFI が BC 州の認証林のほとんどを占めている。

⁴⁷ Canadian Council of Forest Ministers (undated) Environmental Leadership.

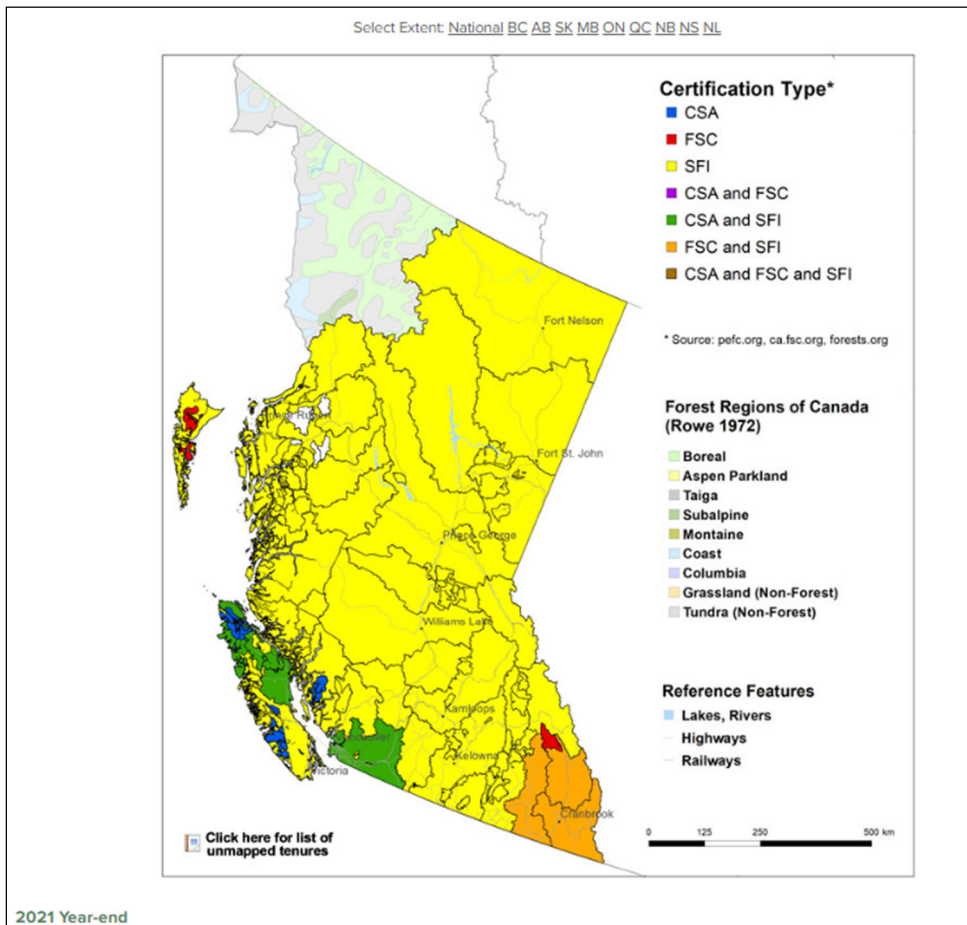


図 2.6 BC 州の森林認証地図

2021 年末時点で認証を受けている BC 州の森林面積は約 4,060 万 ha である。このうち、約 106 万 ha は複数の認証制度で認証されている⁴⁸。認証された総面積は、BC 州の総森林面積の約 68%、生産林州有地の 82%を占めている。

2-4-2 違法伐採に関する関連情報

2-4-2-1 コンプライアンスレベル

BC 州林業部門のコンプライアンスレベルに関する包括的な最新の統計はないが、BC 州 CEB、BC 州 FPB や研究機関がコンプライアンスについて調査結果を公表している。

BC 州 FRPA、BC 州遺産保護法、BC 州水法、BC 州土地法、BC 州山火事法に関する森林分野のコンプライアンス状況について BC 州 CEB が調査した結果、数年にわたって約

⁴⁸ Forest Products Association of Canada (2021) Forest Management Certification in Canada, 2020 Year End Status Report Canada.

60%、2021年度は62%という結果であった。また、BC州CEBは、過去12年間、木材伐採に関して一般市民から約1,800件の苦情を受けた。調査の結果、1,000件以上に対して罰則が課され、BC州森林省への聞き取りでは、違反切符の総額は17万5千ドル、罰金の総額は200万ドル以上となっていた。

BC州FPBによる認可取得者や企業に対する監査では、コンプライアンスの改善が必要であることが示された。しかし、監査はBC州FRPAとBC州山火事法のコンプライアンスに限定されているため、BC州森林法で規制されている伐採権については、監査の対象外である。BC州FPBは、監査を受けた認可取得者が、勧告を通常受け入れていることから、BC州の木材業界では全体的にコンプライアンスレベルが高く、認可取得者が法令を遵守することを望んでいると結論付けている。

最近のいくつかの調査では、BC州の林業におけるコンプライアンスは高いと結論づけている。世界的な森林部門のコンサルティング会社であるInduforによる2016年の調査では、BC州には野生生物の生息地、水質、公共と先住民の関与に関する要件を含む、持続可能な森林経営の要素に関連する非常に厳しい法律と施行があると結論づけている。NEPCon (2017)⁴⁹は、適用法令の違反は一時的かつ稀で影響が限定的であること、そして関連当局によって効果的に管理されていることから、カナダは違法伐採木材のリスクは低いと結論付けた。2020年に発表されたブリティッシュ・コロンビア大学の研究では、BC州の環境、社会、経済のニーズを満たすための法律及び森林経営体制は、持続可能な森林経営の点において他の管轄区と比べ、上位にランクされていると結論づけている⁵⁰。

2-4-2-2 無許可の伐採

BC州CEB職員及びブリティッシュ・コロンビア大学研究者にインタビューを実施した。2-4-2-2の内容は、すべてインタビューで得られた情報である。

BC州CEB職員及びブリティッシュ・コロンビア大学研究者によると、BC州における無許可の伐採リスクは低いものの一部で確認されている。無許可の伐採には2つのタイプがある。第一には、伐採権保有者が意図的あるいは非意図的に許可された伐採区画の外で伐採を行った場合である。第二のタイプとして、個人またはグループが木材マークを付けずに伐採し、密輸する場合である。木材の密輸は、個体群密度が高く、商業的に価値のある非常に大きな木が存在する沿岸部でより顕著に起こる。最も多く密輸される樹種は、老齢木のダグラスファー、シダー、ビッグリーフメープルである。内陸部で最も多く違法に伐採されているのは、ダグラスファー、BC州内の内陸湿地帯のシダー、トウヒ、マツ類、カラマツ類である。

⁴⁹ NEPCon (2017) The methodology used for and the full findings of the assessment are discussed in the assessment report.

⁵⁰ Gilani, Haris R., and John L. Innes (2020). "The State of British Columbia's Forests: A Global Comparison".

BC 州 FRPA では、州の州有地で違法伐採が行われた場合、罰則として最高 100 万ドルの罰金と 3 年の禁固刑、またはその両方を科す。BC 州森林省の報告によると、2021 年までの 10 年間で、無許可で州有材を持ち出したり、伐採したりした者に対して 728 件の罰則を科した。罰金の総額は 50 万ドル以上であり、平均して約 700 ドルの罰金ということになる。密輸を抑止するには罰則が低すぎるという指摘がある。また、BC 州森林省は、報告された木材密輸のすべてのケースに対応できるほど十分な天然資源担当官を抱えているわけではない。

密輸材には木材マークが付かないため、それを受け入れると製材所が大きな罰則を受ける。このため、輸出向けの木材製品に密輸材が混入する可能性は低いと考えている。

2-4-3 その他

2-4-3-1 BC 州の課題

BC 州の木材産業が直面する問題は、伐採作業からもたらされる年間木材供給量の減少が続いていることである。2004 年から 2020 年の間に州内では約 100 の製材所が閉鎖され、生産能力の余剰により、今後も閉鎖が予想される⁵¹。近年の木材供給量の減少の理由のひとつは、過去における過剰な伐採である。特に内陸部では、アクセス可能な原生林の多くがすでに伐採され、その代わりに植林された新しい森林は比較的若く、何年も伐採できる状態にならないため、木材の供給量が減少している。その他、アメリカマツノキクイムシ (Mountain pine beetle) や山火事による被害、森林保護に対する国民の関心の高まりなども、木材の伐採量減少の原因となっている。また、政府が進めている先住民族との和解政策も、木材供給に影響を与えている可能性がある。

1) 森林被害

BC 州の森林生態系に生息するアメリカマツノキクイムシは、北米西部の温暖化により生息域が拡大したようである。1990 年代から 2000 年代にかけて BC 州で起きたアメリカマツノキクイムシの大発生は、夏と冬に好天が続いたことが理由と考えられている。1,800 万 ha 以上の森林が何らかの影響を受け、2012 年までに商品価値のあるマツ材の約 53% が失われた。政府は AAC を増やして木の搬出を許可することで対応した⁵²。その結果、数年間は木質繊維の供給が急増し、その後、継続的に供給が減少していった。結果として、内陸部の多くの製材所が閉鎖されて加工の集中化がおり、製材所までの丸太の輸送距離が長くなっている。

気候温暖化とも関連する山火事による森林の年間被害面積の増加も、BC 州の将来の木材供給に対する脅威となっている。2017 年、2018 年、2021 年の BC 州の山火事は、観測史

⁵¹ Parfitt, B. (2020). British Columbia's Largest Raw Log Exports Make Pitch to Deregulate.

⁵² Government of Canada (2021) Mountain Pine Beetle - Fact Sheet.

上最悪のものであった。2021年4月1日から2022年3月28日までに、1,642件の山火事によりBC州で869,279haの森林が火災にあった⁵³。

2) 森林保護への社会的関心の高まり

木質繊維の供給が減少しているもう一つの理由は、森林保護、特に老齢林の保護に対する国民の関心が高まっていることである。BC州の自然公園や保護区の総面積は国土の12%に達し、今後さらに多くの森林が保護下に置かれることになりそうである。

2019年、政府は州全体を対象とした老齢林戦略的レビュー(Old Growth Strategic Review)を打ち出した。この戦略的レビューによると、BC州における老齢林の管理方法は結果として、生物多様性の危機、不確実性や利害衝突による経済的利益に対する危機、森林経営システムへの広範な信頼欠如をもたらしたと報告されている。この戦略的レビューにおいては、先住民との関わりを深め、生態系の健全性と生物多様性の保全に基づく老齢林管理の新たなアプローチを支持する14の提言がなされた。政府はこれらの提言の実施に取り組むことを表明した。

戦略的レビューの提言の1つは、不可逆的な生物多様性の損失に陥る短期的かつ高度な危険にさらされた生態系からなる老齢林の伐採を延期するというものであった。この提言を受けて、BC州政府は、最も希少でリスクの高い老齢林での伐採を一時的に停止し、その間に長期的な保護策を講じることを約束した。これらの一時的な措置である執行延期が検討されている地域は合計260万haで、そのうち約5万haは伐採が許可ないし計画されている地域と重なっている。これらの執行延期と、老齢林を保護下に置くよう政府に求める市民からのさらなる圧力により、BC州における将来の木材供給は減少する可能性がある。

2-4-3-2 木質繊維の活用を取り巻く地域課題

BC州の林業部門が直面するもう一つの課題は、州の森林から伐採された木質繊維を地域経済のためにいかに有効活用するかということである。一般市民、NGO、労働組合、地方自治体など幅広い団体／組織は、木質ペレットの製造に使われたり、加工されずに丸太として輸出される木材の量が増えていることを懸念している。

木質ペレットの製造は、アメリカマツノキクイムシの蔓延地域で枯死した木材を利用することで、BC州の木材産業を維持する方法と考えられていた。しかし、BC州の木質ペレット産業については、①追加雇用をほとんど生み出さないこと、②所有権が集中していること、③工場残材だけでなく丸太を使うことで森林減少を助長すること、④森林規制当局とペレット産業が不適切な関係にあること、などの批判がある⁵⁴。

⁵³ Government of B.C. (undated) Wildfire Season Summary.

⁵⁴ Hunter, J. (2022). Sold as green energy, B.C.'s wood pellet industry under fire.

カナダ木質ペレット協会 (Wood Pellet Association of Canada) は、このような批判に対抗するための調査結果を報告した。その調査によると、ペレット用の木質繊維の 85%は製材所や関連産業の副産物からで、残りの 15%は低木の粉碎や低品質の丸太に由来するものであることが判明した。この調査では、BC 州で生産されるペレットのほぼすべてが持続可能なバイオマス・プログラムの認定を受けており、扱われる木質繊維は独立した認定管理計画を有する森林からのものであることが指摘された。また、規模は小さいが、バイオマス産業は BC 州の森林部門の長期的な成功に重要な役割を果たしている」と結論づけた⁵⁵。

また、BC 州からの丸太輸出の急増にも国民の不満が表われている。沿岸部からの丸太輸出は 1998 年から 2017 年にかけて総伐採量の 1%から約 30%に増加した⁵⁶。民営の製材所、地域コミュニティ、労働組合、環境 NGO は、丸太の輸出が地域の経済機会や雇用の喪失を招いていることに懸念を表明している。この懸念の背景には、木材加工工場の閉鎖により多くの地方都市が被った経済不況がある⁵⁷。BC 州における林業部門の労働人口は、20 年間で 91,000 人から 49,000 人未満に減少した⁵⁸。BC 州森林省の文書では、産業活性化のために BC 州内での製材加工を増やすことが求められている⁵⁹。

2-5 付属資料

付属資料 1：森林ライセンス

付属資料 2：ウッドロットライセンス

付属資料 3：森林ライセンスに基づいて発行された伐採許可証

付属資料 4：出来高詳細丸太リスト

付属資料 5：特別木材及び木材製品申告及び輸送書

付属資料 6：重量伝票

付属資料 7：重量検収安全シート

付属資料 8：重量検収日次監査記録

付属資料 9：検収場入荷台帳

付属資料 10：検収場出荷台帳

付属資料 11：検収者タグ

付属資料 12：木材検収済み表示証明書

付属資料 13：積荷明細伝票

付属資料 14：連邦輸出丸太許可書

⁵⁵ Bull, G., Bennett, B., Thrower, J., and L. Williams (2022) Wood Pellets in B.C.: Woody biomass used in the industry.


⁵⁶ MFLNRO (2019) Rebuilding B.C.'s Coast Forest Sector: Keeping the Wealth in B.C.



⁵⁷ CCPA (2017 年 2 月 27 日) .BC 州政府は生木の輸出を抑制し、付加価値の高い林業の雇用を促進する時期に来ていると、労働組合や環境団体が述べている。 <https://policyalternatives.ca/newsroom/news-releases/it%E2%80%99s-time-bc-government-curb-raw-log-exports-and-boost-value-added-forestry>

⁵⁸ CCPA (2021) It's time for the B.C. government to curb raw log exports and boost value added forestry jobs, say unions and environmental groups.

⁵⁹ MFLNRO(2019) 前掲

- 付属資料 15：植物検疫証明書
- 付属資料 16：BC 州輸出丸太許可証
- 付属資料 17：商業送り状
- 付属資料 18：梱包リスト
- 付属資料 19：船荷証券

 BRITISH COLUMBIA	FOREST LICENCE [REDACTED]	Ministry of Forests, Lands and Natural Resource Operations
THIS LICENCE, dated for reference [REDACTED]		
BETWEEN:	ライセンス発行者 [REDACTED]	
AND	ライセンス受取人 [REDACTED]	
WHEREAS:		
<p>A. The Regional Executive Director offered the Licensee a replacement for Forest Licence No. [REDACTED] pursuant to section 15 of the <i>Forest Act</i>.</p> <p>B. The Licensee accepted the replacement offer.</p> <p>C. The parties have entered into this Licence pursuant to section 15 of the <i>Forest Act</i> (Replacement).</p>		
Replaceable Forest Licence - Version 4.05 [REDACTED]		Page 1 of 19

	Province of British Columbia		Ministry of Forests	WOODLOT LICENCE No. _____
BETWEEN:				
THE _____ MANAGER, on behalf of HER MAJESTY THE QUEEN in right of the Province of British Columbia				
(the "Licensor")				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; display: inline-block;">ライセンス発行者</div>				
AND:				
_____ _____ _____ _____				
(the "Licensee")				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; display: inline-block;">ライセンス受取人</div>				
WHEREAS:				
(a) the Licensee has applied for a Licence under Section 41 of the <i>Forest Act</i> , and the Crown has approved a Management Plan for the proposed Woodlot Licence, or (b) the Licensee has requested a replacement Licence under Section 43 of the <i>Forest Act</i> ,				
THE PARTIES AGREE AS FOLLOWS:				
1.00 GRANT OF RIGHTS, LICENCE AREA AND TERM				
1.01 Subject to the <i>Forest Act</i> and Regulations and to this Licence, and in consideration of the Licensee's covenants in this Licence, the Licensor grants to the Licensee:				
(a) the right, during the term of this Licence, to enter and occupy Crown land in the Licence Area for the purpose of managing its timber resources and timber growth capability according to this Licence and the <i>Forest Act</i> , (b) the right, during the term of this Licence, to manage Crown land in the Licence Area according to this Licence and the <i>Forest Act</i> , and (c) subject to the provisions of the <i>Forest Act</i> , the exclusive right during the term of this Licence to harvest timber, according to the Management Plan, Pre-Harvest Silviculture Prescriptions and Cutting Permits, from Crown land and private land in the Licence Area.				
1.02 The Licence Area is:				
(a) the private land described and/or shown on the sketch dated _____ and marked Schedule "A" to this Licence; and (b) the Crown land described and/or shown on the sketch dated _____ and marked Schedule "B" to this Licence, but excludes Crown land deleted, from time to time, under the <i>Forest Act</i> .				
1.03 The term of this Licence will be 15 years and will, notwithstanding the date of execution and delivery of this Licence, be conclusively deemed to commence on _____, 19____, and will end on _____, 19____, (the "Term").				
1.04 This Licence is replaceable/not replaceable under the <i>Forest Act</i> .				
FS 586 HTH 93/1 (Page 1)				



Ministry of
Forests, Lands, Natural
Resource Operations
and Rural Development

FOREST LICENCE [REDACTED]
CUTTING PERMIT [REDACTED]

ライセンス発行者

PURSUANT TO Forest Licence [REDACTED] (the "Licence"), this Cutting Permit is issued to:

ライセンス受取人
[REDACTED]

(the "Licensee")

1.00 PERMIT AREA AND TERM

- 1.01 Subject to the Licence and the forestry legislation, the Licensee is authorized to harvest the Crown timber from the areas of land shown on the attached Exhibit "A" map(s) ("harvest area").
- 1.02 The term of this Cutting Permit is four years, beginning on [REDACTED].
- 1.03 The Licensee must make application for extension of this Cutting Permit to the District Manager at least 45 days before the expiry of the Cutting Permit and in a form acceptable to the District Manager.




2.00 OTHER CONDITIONS AND REQUIREMENTS

- 2.01 The Licensee must comply with the conditions and requirements set out in Schedule "A" to this Cutting Permit.

付属資料 4 : 出来高詳細丸太リスト

EVENT TYPE		PRIMARY SCALER LICENCE NUMBER	PRIMARY SCALER RETURN NUMBER	SECONDARY SCALER LICENCE NUMBER	SCALE SITE NUMBER	SCALE DATE			PARCELS	LOG COUNT	TIMBER MARK/ TIMBER BRAND	CUTBLOCK ID	TRANSPORT ID								
					YEAR MO DAY			PARCEL ID PARCEL COUNT		FIELD SCALE FLAG	FIELD SCALE DECK	ORIGINATING SCALE SITE NUMBER (RED TAG ONLY)	WEIGHT SLIP NUMBER (RED TAG ONLY)								
					20																
初期検収者ライセンス番号													重量伝票番号								
LOG #	SP	LENGTH	TOP	BUTT	GRADE	COMPANY USE	LOG #	SP	LENGTH	TOP	BUTT	GRADE	COMPANY USE	LOG #	SP	LENGTH	TOP	BUTT	GRADE	COMPANY USE	
01														67							
02														68							
03							36							69							
04							37							70							
05							38							71							
06							39							72							
07							40							73							
08							41							74							
09							42							75							
10							43							76							
11							44							77							
12							45							78							
13							46							79							
14							47							80							
15							48							81							
16							49							82							
17							50							83							
18							51							84							
19							52							85							
20							53							86							
21							54							87							
22							55							88							
23							56							89							
24							57							90							
25							58							91							
26							59							92							
27							60							93							
28							61							94							
29							62							95							
30							63							96							
31							64							97							
32							65							98							
33							66							99							
COMMENTS (MAX 256 CHARACTERS)							COMPANY USE							SCALERS SIGNATURE		SIGNING SCALER LICENCE NUMBER					
														HBS DOCUMENT NUMBER							

付属資料 5 : 特別木材及び木材製品申告及び輸送書

SPECIAL FOREST PRODUCTS SCALE RETURN AND TRANSPORTATION DOCUMENT

TIMBER MARK		GEOGRAPHIC LOCATION OF TIMBER ORIGIN			
CONTRACTOR	請負業者	BLOCK / LANDING / SETTING	HAUL DISTANCE		
CARRIER COMPANY NAME	運送会社名	VEHICLE LICENSE NO.			
TRANSPORT OPERATOR'S NAME	輸送日	TRANSPORT OPERATOR'S SIGNATURE			
DATE OF TRANSPORT YY MM DD	検収者	DESTINATION OF SPECIAL FOREST PRODUCTS			
PURCHASER	購入者	VENDOR OR AGENT'S SIGNATURE			
SCALER'S LICENSE #	ライセンス番号	PLACE OF SCALING	検収場		
VENDOR	販売業者	SCALER'S SIGNATURE	検収者署名		
DATE OF SCALING YY MM DD	LICENCE #	RETURN #	DATE OF ORIGINAL SCALE		
DESCRIPTION	LENGTH OR # SQUARES	WIDTH OR # BUNDLES	HEIGHT OR # PIECES	FAC TOR	METRES ²
詳細	長さまたは角材の数	幅または束数	高さまたは個数		

DISTRIBUTION: WHITE - MOF (copy of scale attached); CANARY - TRANSPORTER; PINK - VENDOR/CONTRACTOR; GREEN - REMAIN IN BOOKLET
FS 222 HVA 01.05 Please be advised that this information may be released under the Freedom of Information and Protection of Privacy Act.

付属資料 6 : 重量伝票

BRITISH COLUMBIA Ministry of Forests and Range										WEIGH SLIP										
検収場番号										重量伝票番号										
EVENT TYPE	SCALE SITE NUMBER	SCALE DATE			TIME		PRIMARY SCALER LICENCE NUMBER	SECONDARY SCALER LICENCE NUMBER	POPULATION / STRATUM / YEAR	WEIGH SLIP	初期検収者									
TIMBER MARK BRAND	CUTOBLOCK ID	YEAR	MO.	DAY	HH	MM	TRANSPORT ID	ライセンス番号	INCOMING LBS NUMBER	到着丸太番号										
GROSS WEIGHT	TARE WEIGHT	NET WEIGHT			GRAPPLE WEIGHT	OUTGOING LBS NUMBER	DESTINATION SITE NUMBER	DESTINATION	行先											
木材マーク/表示										車体重量										
総重量										出発丸太番号										
SIGNING SCALER'S LICENCE NUMBER					SCALER SIGNATURE					TRANSPORT OPERATOR SIGNATURE					検収者署名					
TRANSPORT OPERATOR SIGNATURE					検収者署名					TRANSPORT OPERATOR SIGNATURE					輸送事業者署名					
COMPANY USE																				
FILL NUMBER	CONTRACTOR			BUNDLE (TAG) NUMBER	QUALITY (Y/N)	BORT CODE	COMPANY COMMENT													
EVENT TYPES										HBS DOCUMENT NUMBER										
PS	PRIMARY SCALE	PD	PRIMARY DEPARTURE	4R	SB4 RESCALE	TO BE COMPLETED IF DOCUMENT HAS BEEN ENTERED INTO HBS ONLINE														
SS	LOCAL SAMPLE	RT	LOCAL RED TAG	DP	DEPARTURE															
RS	REMOTE SAMPLE	RR	REMOTE RED TAG	CU	COMPANY USE															
COMPANY USE:																				

付属資料 7：重量検収安全シート

Scale Site		Site Name		場所名		Scale Date		検収日													
検収場		Weigh Slip		重量伝票		Weight		Sample		重量		サンプル		現地検収							
Number	Event Type	Time	LDS Number	Transport Identifier	Gross	Tare	Taken	Deduct	Timber Mark or Brand	Cut Block	Y/N	Deck	PSY	Destination	Scaler	Hash Total					
Software Identifier: [REDACTED]				Ministry Report Number: [REDACTED]				Page m				Date: 20 [REDACTED]				Time: 1 [REDACTED]					

付属資料 8 : 重量検収日次監査記録

Scale Site		Site Name		Scale Date		Sample		Field Scale		Edit									
検収場		場所名		重量		検収日		サンプル		現地検収		編集							
Wweigh Slip	Event	Time	LDS	Transport	Weight		Sample		Field Scale		Edit								
Number	Type		Number	Identifier	Gross	Tare	Taken	Deduct	Timber	Cut	Y/N	Deck	PSY	Destination	Scaler	Time	Date	Hash	Total
重量伝票																			
[Redacted Data]																			

Software Identifier: [Redacted] Page m of n Date: [Redacted]
 Ministry Report Number: [Redacted] Time: [Redacted]


付属資料 9：検収場入荷台帳


BRITISH COLUMBIA Ministry of Forests, Lands and Natural Resource Operation										SCALE SITE ARRIVAL LEDGER										FROM DATE TO DATE									
SCALE SITE NUMBER										SCALE SITE NUMBER										TO BE COMPLETED BY SCALER									
検収場番号										検収場番号										2 0									
LOAD ARRIVAL NUMBER	ARRIVAL DATE	LOG NUMBER	TYPE	TREED NUMBER	CONTRACT	TRANSPORT CONTRACT ID	OFF FIELD SCALE	ON-GRADE SCALE	OFF-GRADE SCALE	OFF-GRADE SCALE ONLY	COMMENTS	SCALE NUMBER	SCALE DATE	SCALE ID	SCALE COUNT														
2 0	Y Y M M D D	Y Y M M D D										2 0	Y Y M M D D	Y Y M M D D															
積荷到着番号										丸太番号										検収者記入欄									
検収場名										検収場所有者/事業者署名										署名日									
SCALE SITE NAME										FOREST DISTRICT										SITE OWNER / OPERATOR SIGNATURE									
YEAR										MO										DAY									
YEAR										MO										DAY									

付属資料 10：検収場出荷台帳

BRITISH COLUMBIA Ministry of Forests and Range		SCALE SITE NUMBER	SCALE SITE DEPARTURE LEDGER			FROM DATE		TO DATE	
LOAD DEPARTURE NUMBER		DEPARTURE DATE	LOG NUMBER	TRANSPORT CARRIER ID	DESTINATION SCALE SITE	2 0		2 0	
		出発日	丸太番号	輸送 ID	行先 検収場				
積荷出発番号		検収場番号							
					署名日				
SCALE SITE NAME	FOREST DISTRICT	SITE OWNER / OPERATOR SIGNATURE		DATE SIGNED	DATE OF ONLINE ENTRY INTO HBS				
検収場名		検収場所有者/事業者署名		YEAR MO. DAY	YEAR MO. DAY				
				2 0	2 0				

付属資料 11：検収者タグ

SCALER'S			RAFT
	PARCEL NUMBER		
	包装品番号		
	SCALER NUMBER	RETURN NUMBER	
	検収者番号	申告番号	
	TIMBER MARK	PIECES	
	木材マーク	個数	
<small>FG 308 HVA 28/05 GP 4540021837</small>			

 BRITISH COLUMBIA	Ministry of Forests, Lands and Natural Resource Operations
Section 87 (1)	
CERTIFICATE OF SCALED TIMBER BRAND	
SCALE TIMBER BRAND:	検収木材表示（アルファベットの3文字 または3～4文字の数字とアルファベッ トの組合せで検収場所が示される）
	<input type="text"/> <input type="text"/>
IS HEREBY ISSUED TO:	以下に発行される（発行先）
	<input type="text"/>
FOR SCALE SITE:	検収場
	<input type="text"/>
	省代表者
	_____ MINISTER'S DELEGATE
<small>FS 1308 HVA 2014/01 Please be advised that the information may be released under the Freedom of Information and Protection of Privacy Act</small>	

付属資料 13：積荷明細伝票

BRITISH COLUMBIA		NO.	
LOAD DESCRIPTION SLIP FOR CARRIERS OF TIMBER AND SPECIAL FOREST PRODUCTS			
DATE Y M		TIME	TIMBER MARK / BRAND
DESTINATION OF TIMBER		GEOGRAPHIC LOCATION OF TIMBER'S ORIGIN	
CONTRACTOR		TENURE NO. OR LEGAL DESCRIPTION	
CARRIER IDENTIFICATION (NAME)		CUT BLOCK/LANDING/SETTING NO.	
LANDING SUPERVISOR'S COMMENTS		CARRIER LICENCE NO.	
LANDING SUPERVISOR'S SIGNATURE		DESCRIPTION OF TIMBER AND LOAD <input type="checkbox"/> FIR <input type="checkbox"/> BIRCH <input type="checkbox"/> CEDAR <input type="checkbox"/> ASPEN <input type="checkbox"/> HEMLOCK <input type="checkbox"/> LARCH <input type="checkbox"/> BALSAM <input type="checkbox"/> OFF HIGHWAY <input type="checkbox"/> SPRUCE <input type="checkbox"/> HIGHWAY <input type="checkbox"/> PINE, White <input type="checkbox"/> SHORT <input type="checkbox"/> Lodgepole <input type="checkbox"/> LONG <input type="checkbox"/> Yellow <input type="checkbox"/> SPECIAL FOREST PROD <input type="checkbox"/> COTTONWOOD TYPE _____	
TRANSPORT OPERATOR'S NAME			
TRANSPORT OPERATOR'S SIGNATURE		HAUL DISTANCE _____ km	
RECEIVER'S SIGNATURE		LICENCE NO. (if scaler)	
CERTIFICATION OF PREVIOUSLY-SCALED TIMBER STATUS <input type="checkbox"/> I CERTIFY THAT THE TIMBER BEING TRANSPORTED HAS BEEN SCALED.			
SIGNATURE OF SCALER OR AUTHORIZED DESIGNATE		LICENCE NO. (if scaler)	

Please be advised that this information may be released under the Freedom of Information and Protection of Privacy Act.
 NOTE: SHADED AREAS MUST BE COMPLETED.
 DISTRIBUTION: WHITE - Forest Service, CANARY - Trucker, PINK - Contractor, GREEN - Remains in book
 FS 549 1VA 2001/11

木材マーク/表示

日付

木材の行先

請負業者

運送業者 ID

荷下者署名

輸送者氏名

受取人署名

過去の検収木材
状況証明書

検収者署名

木材原産地

所有権番号または
法的記載



運送業者
ライセンス番号

木材または
積荷の詳細

運送距離

ライセンス番号


付属資料 14：連邦輸出丸太許可書

 Global Affairs Canada / Affaires mondiales Canada		EXPORT PERMIT / LICENCE D'EXPORTATION			
Permit Number N° de licence: 許可証番号	Identification érence:	Permit Valid From Licence valide à partir de: 許可証有効期間	Page Number Nombre de pages: Page 1 of 2		
Exporter / Exportateur Name / Nom: 輸出者	/ N° de LLEI:		Applicant / Requéant Name / Nom: 申請者	/ N° de LLEI:	
Address / Adresse:			Address / Adresse:		
City / Ville:	Province / State / État:	Country / Pays: Canada	City / Ville:	Province / State / État:	Country / Pays: Canada
Postal Code / Code postal:	Tel No. / No. téléphone:	Facsimile / Télécopieur:	Postal Code / Code postal:	Tel No. / No. téléphone:	Facsimile / Télécopieur:
Contact / Responsable: 請負者	Contact / Responsable: 請負者				
Final Consignee Name / Nom du destinataire final: 最終荷受人名	Street Address, City / Adresse de voirie, ville:		Country / Pays: 国名		
ECL No. (s) N° de LMEC: 5101	DESCRIPTION: 詳細		Quantity/ Quantité:	Unit Measure/ Unité de mesure:	Unit Value (\$CAD)/ Valeur unitaire (\$CAD): [N/A]
Item No/ N° d'article: 品目番号	Boom No.: Adv. Ref. Id: Species and End Use Sort: Timber Marks: Number of Pieces: Name and Type of Transport: Port Of Exit: Anticipated Date of Export:		数量	検収単位	単位価格
				総額	
ITC 1043 (2005-07-18)					
Canada 					

付属資料 15：植物検疫証明書

		
PHYTOSANITARY CERTIFICATE CERTIFICAT PHYTOSANITAIRE		
To: Plant Protection Organization of (Country of Destination) A: Organisation(s) de la Protection des végétaux de (pays destinataire)		
No. - No.		
References - Références		
DESCRIPTION OF CONSIGNMENT DESCRIPTION DE L'ENVOI 運送委託品の詳細		
Name and Address of Exporter - Nom et adresse de l'expéditeur 輸出者の名前及び住所		
Declared Name and Address of Consignee - 申告された荷受人の名前及び住所		
Number and Description of Packages - Nombre et nature des colis 包装品の個数と詳細	Distinguishing Marks - Marques des colis ***** *****	
Place of Origin - Lieu d'origine 原産地	Declared Means of Conveyance - Moyen de transport 申告された輸送手段	Declared Point of Entry - Point d'entrée déclaré 申告された入国地
Name of Produce and Quantity Declared / (Botanical Name of Plants) Nom du produit et quantité déclarée / (Nom botanique des plantes) 申告された産物の名所と数量（植物の学名）		
<p><i>This is to certify that the plants, plant products or other regulated articles described herein have been inspected and/or tested according to appropriate official procedures and are considered to be free from the quarantine pests specified by the importing contracting party and to conform with the current phytosanitary requirements of the importing contracting party, including those for:</i></p> 殺菌または殺菌処理 <p><i>Il est certifié que les végétaux, produits végétaux ou autres articles réglementés décrits ci-dessus ont été inspectés et/ou testés suivant des procédures officielles appropriées et sont considérés d'être exempts de ravageurs de quarantaine comme spécifiés par la partie contractante importatrice et qu'ils sont jugés conformes aux exigences phytosanitaires en vigueur de la partie contractante importatrice, y compris à celle concernant les organismes réglementés non de quarantaine.</i></p>		
DISINFESTATION AND/OR DISINFECTION TREATMENT TRAITEMENT DE DESINFESTATION ET/OU DE DESINFECTION		
Date - Date 日付	Treatment and Details - Traitement et détails 処理の詳細 *****	
Seal - 	ADDITIONAL DECLARATION DÉCLARATION SUPPLÉMENTAIRE *****  *****	
Place of Issue - Lieu de délivrance 発行場所	Name of Authorized Officer - Nom du fonctionnaire autorisé 当局担当者名	
Date - Date 日付	Signature - Signature	
<small>No liability attached to the Canadian Food Inspection Agency or any of its officers in respect of this certificate. / Aucune responsabilité n'est imposée à l'Agence canadienne d'inspection des aliments ni à aucun de ses agents à l'égard du présent certificat.</small>		
Original		
		

付属資料 16 : BC 州輸出丸太許可証

 Ministry of Forests, Lands, Natural Resource Operations and Rural Development	PERMIT TO TRANSPORT UNMANUFACTURED TIMBER FROM BRITISH COLUMBIA		PERMIT NO: (Complete Date)
	Any person/company exporting from the province must be in possession of this permit and all complete Load Description Slips before transporting unmanufactured forest products from British Columbia. This permit is not transferable.		許可証番号
COMPLETE NAME and ADDRESS:			
Applicant or Agent:	<input type="checkbox"/> Exemption Holder	Client Number:	顧客番号
申請者または代理人			
Owner of the timber (if different than above):	<input type="checkbox"/> Exemption Holder	Client Number:	
木材の所有者 (上記と異なる場合)			
Destination Company and Country:	行先 会社名及び国名	Shipping Date:	発送日
Name and Type of Transport:	輸送の種類と名前	Port of Export:	輸出港
輸送の種類と名前			
Subject to the conditions hereinafter enumerated, the Permittee is hereby authorized to transport 350 pieces of timber having a combined scale measurement of 350 m ³ as detailed below.		Permit Issue Date:	許可証発行日
THIS PERMIT IS VALID UNDER THE FOLLOWING CONDITION: The applicant must ensure all accounts are in good standing, and fees payable to government be paid within time frames or payment arrangement acceptable to the Ministry of Finance (see Forest Act, Section at http://www.bclaws.ca/civix/document/id/complete/statreg/96157_04#section81).		Permit Expiry Date:	許可証失効日
CONDITIONS OF USE: 1. This permit forms part of the documentation required by the federal log export permitting process. 2. The original timber mark must be displayed on the timber as per the Timber Marking and Transportation Regulation. Timber mark not be removed, obliterated, or altered. 3. The original timber mark in the Exemption and the Federal permit number must be noted on the load slip when the timber to be transported is pre-scaled. 4. When timber is shipped by truck a copy of the permit and the load slip are to be left at the Canadian border before crossing the Canada/USA border.		Permit Office:	許可証発行事務所
		Receipt/ Invoice Number:	
REMARKS:		受領証/商業送り状 番号:	
備考			
Issued on Behalf of the Regional Executive Director by:			

付属資料 17 : 商業送り状

INVOICE

宛先

Bill To

商業送り状日付

Invoice Date :

商業送り状番号

Invoice No :

Notify Party

Vessel Name :

Country Of Origin :

Primary Agent :

Delivery Terms :

便名

原産国

初期代理人

運送条件

資金

Funds Loading Dock :

積載埠頭

Payment Terms

支払条件

Remit To

送金先

Sales O/N :

Customer PO :

Product Description	Pkgs	Pkg Size	Pieces	Volume	Price	Amount
<p>産物詳細</p>						<hr style="border: 0.5px solid black;"/> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <hr style="border: 0.5px solid black;"/>

Signature : 署名

付属資料 18 : 梱包リスト

PACKING LIST						
Loading City Place of Delivery Origin		Date Sales O/N Customer PO(s)		Sales O/N		
積載都市	運送先	原産国	Product Size - Length	Count	Package Size Pieces	Volume / Quantity
販売	包装品	数量	[Redacted Content]			
Signature :						署名

付属資料 19 : 船荷証券

Carrier:		Bill of Lading	
運送業者			
Shipper:			
荷主			
Consignee (not responsible unless consigned to order):		Carrier's Reference: B/L-No.: Page:	
荷受人		Export References: 輸出照会番号	
Notify Address (Carrier not responsible for failure to notify; see clause 20 (1) hereof):		Forwarding Agent: 運送取扱人	
通知先住所		Consignee's Reference: 荷受人照会番号	
Vessel(s): 船名		Place of Receipt: 受取場所	
Voyage-No.: 便名		Place of Delivery: 運送場所	
Port of Loading: 積載港			
Port of Discharge: 荷下港			
Container Nos., Seal Nos., Marks and Nos.		Gross Weight: 総重量	
Number and Kind of Packages, Description of Goods: 包装品の数量と種類		Measurement: 検収	
Shipper's declared Value [see clause 7(2) and 7(3)]		Above Particulars as declared by Shipper. Without responsibility or warranty as to correctness by Carrier [see clause 11]	
Total No. of Containers received by the Carrier: Packages received by the Carrier:		RECEIVED by the Carrier from the Shipper in apparent good order and condition (unless otherwise noted herein) the total number or quantity of Containers or other packages or units indicated in the box opposite entitled "Total No. of Containers/Packages received by the Carrier" for Carriage subject to all the terms and conditions hereof (INCLUDING THE TERMS AND CONDITIONS ON THE REVERSE HEREOF AND THE TERMS AND CONDITIONS OF THE CARRIER'S APPLICABLE TARIFF) from the Place of Receipt or the Port of Loading, whichever is applicable, to the Port of Discharge or the Place of Delivery, whichever is applicable. One original Bill of Lading, duly endorsed, must be surrendered by the Merchant to the Carrier in exchange for the Goods or a delivery order. In accepting this Bill of Lading the Merchant expressly accepts and agrees to all its terms and conditions whether printed, stamped or written, or otherwise incorporated, notwithstanding the non-signing of this Bill of Lading by the Merchant.	
Movement: Currency:		IN WITNESS WHEREOF the number of original Bills of Lading stated below all of this tenor and date has been signed, one of which being accomplished the others to stand void.	
Place and date of issue:		Freight payable at: Number of original Bs/L:	
Charge Rate Basis W/Vol/Val P/C Amount			
Total Freight Prepaid Total Freight Collect Total Freight			